

令和 7 年 6 月会議

# 津幡町議会会議録

令和 7 年 6 月 4 日再開

令和 7 年 6 月 12 日散会

津 幡 町 議 会

# 令和7年津幡町議会6月会議会議録 目次

## 第1号（6月4日）

|                        |   |
|------------------------|---|
| 1. 出席議員、欠席議員           | 1 |
| 1. 説明のため出席した者          | 1 |
| 1. 職務のため出席した事務局職員      | 1 |
| 1. 議事日程（第1号）           | 2 |
| 1. 本日の会議に付した事件         | 2 |
| 1. 再開・開議（午後1時30分）      | 3 |
| 1. 会議期間の報告             | 3 |
| 1. 議事日程の報告             | 3 |
| 1. 会議時間の延長             | 3 |
| 1. 会議録署名議員の指名          | 3 |
| 1. 諸般の報告               | 3 |
| 1. 議案上程（議案第35号～議案第43号） | 4 |
| 1. 議案に対する質疑            | 7 |
| 1. 委員会付託               | 7 |
| 1. 散 会（午後1時53分）        | 7 |

## 第2号（6月5日）

|                   |    |
|-------------------|----|
| 1. 出席議員、欠席議員      | 9  |
| 1. 説明のため出席した者     | 9  |
| 1. 職務のため出席した事務局職員 | 9  |
| 1. 議事日程（第2号）      | 10 |
| 1. 本日の会議に付した事件    | 10 |
| 1. 開 議（午前10時00分）  | 11 |
| 1. 議事日程の報告        | 11 |
| 1. 会議時間の延長        | 11 |
| 1. 諸般の報告          | 11 |
| 1. 町政一般質問         | 11 |
| 4番 中島敏勝議員         | 11 |
| 5番 小倉一郎議員         | 19 |
| 2番 柴田洋一議員         | 24 |
| 14番 道下政博議員        | 30 |
| 1. 休 憩（午前11時59分）  | 34 |
| 1. 再 開（午後1時00分）   | 34 |
| 11番 塩谷道子議員        | 34 |
| 3番 東克彦議員          | 38 |
| 1. 休 憩（午後1時55分）   | 44 |
| 1. 再 開（午後2時05分）   | 44 |

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 9 番 西村稔議員                           | 44 |
| 7 番 竹内竜也議員                          | 51 |
| 6 番 小町実議員                           | 56 |
| 1 番 池野翔吾議員                          | 60 |
| 1. 散 会（午後 3 時53分）                   | 65 |
| 第 3 号（6 月12日）                       |    |
| 1. 出席議員、欠席議員                        | 67 |
| 1. 説明のため出席した者                       | 67 |
| 1. 職務のため出席した事務局職員                   | 67 |
| 1. 議事日程（第 3 号）                      | 68 |
| 1. 本日の会議に付した事件                      | 68 |
| 1. 開 議（午後 1 時30分）                   | 69 |
| 1. 議事日程の報告                          | 69 |
| 1. 会議時間の延長                          | 69 |
| 1. 諸般の報告                            | 69 |
| 1. 議案上程（議案第35号～議案第43号、請願第 8 号）      | 69 |
| 1. 委員長報告                            | 69 |
| 1. 委員長報告に対する質疑                      | 70 |
| 1. 討 論                              | 70 |
| 1. 採 決                              | 74 |
| 1. 同意・諮問上程（同意第 2 号～同意第 4 号、諮問第 1 号） | 74 |
| 1. 質疑・討論の省略                         | 75 |
| 1. 採 決                              | 75 |
| 1. 議員派遣の件                           | 76 |
| 1. 閉議・散会（午後 2 時00分）                 | 76 |
| 1. 署名議員                             | 77 |

# 令和7年6月4日（水）

## ○出席議員（16名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 議 長  | 八十嶋 孝 司 | 副議長  | 小 町 実   |
| 1 番  | 池 野 翔 吾 | 2 番  | 柴 田 洋 一 |
| 3 番  | 東 克 彦   | 4 番  | 中 島 敏 勝 |
| 5 番  | 小 倉 一 郎 | 7 番  | 竹 内 竜 也 |
| 9 番  | 西 村 稔   | 10 番 | 酒 井 義 光 |
| 11 番 | 塩 谷 道 子 | 12 番 | 多 賀 吉 一 |
| 13 番 | 向 正 則   | 14 番 | 道 下 政 博 |
| 15 番 | 谷 口 正 一 | 16 番 | 河 上 孝 夫 |

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

|                        |         |         |         |
|------------------------|---------|---------|---------|
| 町 長                    | 矢 田 富 郎 | 副 町 長   | 坂 本 守   |
| 総 務 部 長                | 酒 井 英 志 | 総 務 課 長 | 田 中 圭   |
| 企 画 課 長                | 中 嶋 徹 郎 | 財 政 課 長 | 杉 田 純 也 |
| 町民生活部長                 | 宮 崎 寿   | 生活環境課長  | 由 雄 宏 一 |
| 健康福祉部長                 | 山 嶋 克 幸 | 福 祉 課 長 | 長 陽 子   |
| 産業建設部長                 | 本 多 延 吉 | 都市建設課長  | 松 岡 隆 司 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長 | 田 中 健 一 | 消 防 長   | 高 戸 勇 一 |
| 消 防 次 長                | 北 嘉 明   | 教 育 長   | 吉 田 克 也 |
| 教 育 部 長                | 北 山 ゆかり | 教育総務課長  | 本 多 克 則 |
| 河北中央病院事務長<br>兼 事 務 課 長 | 細 山 英 明 |         |         |

## ○職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 議会事務局長  | 村 美 和   | 議会事務局次長   | 山 本 慎太郎 |
| 総務課担当課長 | 有 沢 雅 子 | 総務課副主幹    | 山 下 雅 裕 |
| 監理課副主幹  | 佃 田 直 史 | 企 画 課 係 長 | 上 谷 武   |

## ○議事日程（第 1 号）

令和 7 年 6 月 4 日（水）午後 1 時 30 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（議案第 35 号～議案第 42 号）

（質疑・委員会付託）

議案第 35 号 令和 7 年度津幡町一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 36 号 令和 7 年度津幡町病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 37 号 令和 7 年度津幡町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 38 号 津幡町公告式条例等の一部を改正する条例について

議案第 39 号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 40 号 町道路線の認定について

議案第 41 号 請負契約の締結について（令和 7 年度津幡町総合体育館長寿命化改修工事）

議案第 42 号 請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（令和 7 年度テニスコート））

議案第 43 号 津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

**<再開・開議>**

○八十嶋孝司議長 ただいまから、令和 7 年津幡町議会 6 月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

**<会議期間の報告>**

○八十嶋孝司議長 本日再開の 6 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 6 月12 日までの 9 日間といたします。

**<議事日程の報告>**

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

**<会議時間の延長>**

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

**<会議録署名議員の指名>**

○八十嶋孝司議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本 6 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において 7 番 竹内竜也議員、9 番 西村稔議員を指名いたします。

**<諸般の報告>**

○八十嶋孝司議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、町長から地方自治法施行令第146条第 2 項の規定による

**報告第 3 号** 令和 6 年度津幡町一般会計繰越明許費繰越計算書について、  
地方自治法施行令第150条第 3 項の規定による

**報告第 4 号** 令和 6 年度津幡町一般会計事故繰越し繰越計算書について、  
地方自治法第243条の 3 第 2 項の規定による

**報告第 5 号** 津幡町土地開発公社の事業報告及び決算について、

**報告第 6 号** 津幡町土地開発公社の事業計画及び予算について、

**報告第 7 号** 一般財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業報告及び決算について、及び

**報告第 8 号** 一般財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業計画及び予算について、

以上の報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

次に、本日まで受理した請願第 8 号は、津幡町議会会議規則第91条及び第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による令和 7 年 4 月分に関する例月

出納検査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

#### ＜議案上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第35号から議案第43号までを一括して上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和7年津幡町議会6月会議が開かれるに当たり、町政の概況と提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

ことしの5月は、本町にとって大変うれしい月となりました。

5月11日から25日にかけて開催されました大相撲5月場所において、本町広報特使の大関大の里関が14勝1敗の成績で見事に2場所連続、そして自身4度目となる幕内最高優勝を果たしました。その後、日本相撲協会の番付編成会議及び臨時理事会の審議を経て、正式に横綱昇進が決定いたしました。

優勝を決めた13日目の5月23日には、福祉センター大ホールで実施したパブリックビューイングに町内外から約350人の方々が駆けつけ、私もその場で優勝の瞬間をともにすることができました。

千秋楽では残念ながら黒星を喫し、全勝優勝とはなりませんでした。初土俵から13場所での横綱昇進は、年6場所制となってからは史上最速の快挙で、日本人の横綱としては、師匠である二所ノ関親方、元横綱稀勢の里以来8年ぶりとなります。稀勢の里が引退してから6年ぶりとなる日本人横綱誕生に、本町出身の力士になるという歴史的瞬間を、津幡町民として目の当たりにできたことを非常に誇りに思います。

昨年5月場所で初優勝を果たした際、大の里関は横綱になることを、夢から目標に変わったと語りました。その目標に向かって、大きなプレッシャーを乗り越え、わずか1年で相撲界の頂点に立ったことは、並大抵の努力では成し遂げられなかったと思います。この快挙は、能登半島地震の被災者を元気づけ、全国の皆様に明るい話題を届けたことと思います。

これからは横綱として、相撲界の大看板として、他の力士たちに挑戦される立場となりますが、今後もさらに精進し、まさに唯一無二の大横綱として長く相撲界をけん引していただけると確信をしているところでございます。

本町では、この大の里関の快挙をたたえ、今年29日の日曜日に記念パレードを開催することが決定いたしました。パレードのルートや時間などの詳細につきましては、決まり次第公表させていただきたいと思っています。

また、あわせて町民栄誉賞の贈呈につきましても検討しているところでございますので、どうぞ御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、十両の欧勝海関も、10勝5敗の成績で二桁勝利を上げ、見事に勝ち越しました。大の里関の活躍が大いに刺激となったことは間違いありません。近く、幕内に昇進し、大の里関と対戦する姿を楽しみにしております。

なお、序二段では、町出身の濱田は、残念ながら3勝4敗の成績で負け越してしまいました。来場所は、勝ち越しを目指し、頑張ってくださいたいと思っております。

それでは、議会5月会議以降の町政の概況について御報告させていただきます。

5月18日と25日の日曜日は、町内各地区におきまして、社会体育大会や運動会が開催されました。私も5カ所の会場で御挨拶をさせていただきました。

それぞれの会場では、多くの地域住民の皆様が、元気に競技に参加され応援する姿を拝見いたしました。お世話をいただきました地域の皆様には、日ごろからの地域活動への参画も含めまして、感謝を申し上げる次第でございます。

議員各位におかれましても、それぞれお住まいの地域の運動会への参加やお世話、まことに御疲れさまでございました。

5月23日、河北潟干拓地内のひまわり村で、ひまわりの種まきが行われました。

津幡町からは、実生こども園の園児が参加し、私もひまわり村、村長として、子供たちと一緒に種をまいてまいりました。

7月25日には、2.3ヘクタールの畑に35万本のひまわりが咲き誇る、ひまわり村の開村式が予定されております。そのころには子供たちに、河北潟の夏の風物詩となっている、ひまわり迷路で遊んでもらえるようになるとのことでございます。

また、昨年は能登半島地震の影響により中止となった夜間のライトアップでございますが、ことしは7月25日から27日までの3日間行われるということでございます。幻想的なひまわりを楽しんでいただきたいと思っている次第でございます。

6月1日、津幡町総合体育館で第66回津幡町総合スポーツ大会の開会式が行われました。

地区対抗種目として、一部実施済みの競技もありますが、12競技が行われ、それぞれの競技で接戦が繰り広げられ、男子の部では中条地区が3年ぶりに、女子の部では倶利伽羅地区が3年連続優勝、そして総合の部では中条地区が2年連続の優勝という結果でございました。また、各競技協会による独自開催の16競技もあわせて行われました。

選手の皆様、大会関係者の皆様、そして応援、お世話をされました議員の皆様には、大変御疲れさまでございました。

6月2日から、出生に関わるさまざまな手続きを一カ所の窓口で完了できる、出生ワンストップ窓口を開始いたしました。

これまで、出生届を提出する際、複数の窓口を移動する必要があり、全ての手続きが完了するまでに1時間程度かかっておりました。そこで、出生ワンストップ窓口を設置し、電子申請をあわせて活用することにより、窓口を移動せず、最短15分程度で終わることが可能となります。

今後も、町民の皆様の利便性向上、手続きの簡素化に向けて、さまざまな取り組みを検討してまいりたいと思っている次第でございます。

さて、5月末で会計閉鎖をいたしました、令和6年度の津幡町一般会計の収支は、実質収支で約3億5,000万円の黒字となりました。これも議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力の賜物と心から御礼を申し上げます。

それでは、本日提出いたしました全議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

**議案第35号** 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ5億1,725万3,000円を増額するものでございます。



本補正の主なものといたしまして、歳入におきましては、能登半島地震復興基金交付金に係る総務費県補助金などの県支出金、小学校施設災害復旧事業に係る教育債などの町債を増額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

総務費では、能登半島地震復興基金の追加配分に係る積立金や、定額減税不足額給付金等に係る定額減税補足給付金給付事業費などを増額するものでございます。

農林水産業費では、地震により被災しました農業用機械等の修理・再取得に対する補助金に係る農業機械再取得等支援事業費などを追加、増額するものでございます。

土木費では、舟橋川ほか2河川の緊急浚渫推進事業費などの増はあるものの、国庫補助事業の交付決定に伴う道路メンテナンス事業に係る橋梁補修事業費や、津幡駅周辺地区都市再生整備計画事業費の減により、土木費全体として、減額となるものでございます。

教育費では、国庫補助事業の交付決定に伴う津幡運動公園整備事業費の減はあるものの、小中学校施設のLED化工事費に係る学校施設整備費や、中学校の給食無償化に伴う給食材料費に係る中学校費の一般管理費などを増額するものでございます。

災害復旧費では、令和5年7月豪雨災害により被災した河川に係る補助災害復旧事業費を増額するものでございます。

第2表地方債補正は、庁舎等整備事業ほか9件の事業について限度額を変更し、緊急浚渫推進事業ほか4件の事業を追加するものでございます。

次に、**議案第36号** 令和7年度津幡町病院事業会計補正予算（第1号）について。  
本補正は、資本的支出として、新病院建設基本構想策定支援業務委託料に係る建設改良費1,496万円を増額するものでございます。

次に、**議案第37号** 令和7年度津幡町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

本補正は、資本的収入では、建設改良事業に係る企業債及び国庫補助金として489万1,000円を、資本的支出では、八反田川雨水幹線調査費に係る建設改良費として498万2,000円をそれぞれ増額するものでございます。

債務負担行為補正につきましては、川尻雨水ポンプ場機械電気設備工事の期間及び限度額を変更するものでございます。

企業債につきましては、公共下水道事業債について、限度額を変更するものでございます。

次に、**議案第38号** 津幡町公告式条例等の一部を改正する条例について。

本案は、条例の公布等の方法について、ペーパーレス化を図るため、掲示場に掲示するものから、原則として町ホームページに掲載、または掲示場への掲示との併用を可能とすることを定める改正を行うものでございます。

次に、**議案第39号** 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、国家公務員に係る人事院規則の改正を参考に、本町の職員を他自治体での大規模災害からの復旧、復興に必要な中長期の派遣要員として派遣することに対応するための単身赴任手当、及び仕事と生活の両立支援を拡充し、ワークライフバランスの向上、職員一人一人のライフステージに合った働き方の実現を推進するための在宅勤務等手当を、それぞれ国に準じた金額とすることを新たに定める改正を行うものでございます。

次に、**議案第40号** 町道路線の認定について。

本案は、横浜ほ36番12地先を起点とし、横浜へ82番地先を終点とする道路を、町道横浜38号線として、道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものでございます。

次に、**議案第41号** 請負契約の締結について。

本案は、令和7年度津幡町総合体育館長寿命化改修工事を、制限付き一般競争入札により、7,761万6,000円で株式会社アライホームが落札いたしました。

次に、**議案第42号** 請負契約の締結について。

本案は、津幡運動公園長寿命化対策工事（令和7年度テニスコート）を、制限付き一般競争入札により、9,977万円で沢田工業株式会社が落札いたしました。

以上の2件の請負契約につきましては、現在、仮契約を締結中ではありますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

次に、**議案第43号** 津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙執行時の選挙長、管理者、立会人等の報酬額を国が負担する基準と同額に改正するものでございます。

以上、本6月会議に御提案を申し上げました全議案の概要を御説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして、関係部課長より説明いたしますので、原案のとおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <議案に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### <委員会付託>

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第35号から議案第43号までは、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

#### <散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時53分

# 令和7年6月5日（木）

## ○出席議員（16名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 議 長  | 八十嶋 孝 司 | 副議長  | 小 町 実   |
| 1 番  | 池 野 翔 吾 | 2 番  | 柴 田 洋 一 |
| 3 番  | 東 克 彦   | 4 番  | 中 島 敏 勝 |
| 5 番  | 小 倉 一 郎 | 7 番  | 竹 内 竜 也 |
| 9 番  | 西 村 稔   | 10 番 | 酒 井 義 光 |
| 11 番 | 塩 谷 道 子 | 12 番 | 多 賀 吉 一 |
| 13 番 | 向 正 則   | 14 番 | 道 下 政 博 |
| 15 番 | 谷 口 正 一 | 16 番 | 河 上 孝 夫 |

## ○欠席議員（0名）

## ○説明のため出席した者

|                        |         |                        |         |
|------------------------|---------|------------------------|---------|
| 町 長                    | 矢 田 富 郎 | 副 町 長                  | 坂 本 守   |
| 総 務 部 長                | 酒 井 英 志 | 総 務 課 長                | 田 中 圭   |
| 企 画 課 長                | 中 嶋 徹 郎 | 財 政 課 長                | 杉 田 純 也 |
| 監 理 課 長                | 横 川 健 治 | 町民生活部長                 | 宮 崎 寿   |
| 税 務 課 長                | 吉 本 高 宏 | 町 民 課 長                | 福 田 雅 一 |
| 生活環境課長                 | 由 雄 宏 一 | 健康福祉部長                 | 山 嶋 克 幸 |
| 福 祉 課 長                | 長 陽 子   | 子育て支援課長                | 菅 田 邦 雄 |
| 産業建設部長                 | 本 多 延 吉 | 都市建設課長                 | 松 岡 隆 司 |
| 農林振興課長                 | 藏 本 徹 也 | 商工観光課長                 | 奥 村 利 勝 |
| 上下水道課長                 | 森 敏 光   | 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長 | 田 中 健 一 |
| 消 防 長                  | 高 戸 勇 一 | 消 防 次 長                | 北 嘉 明   |
| 教 育 長                  | 吉 田 克 也 | 教 育 部 長                | 北 山 ゆかり |
| 教育総務課長                 | 本 多 克 則 | 生涯教育課長                 | 山 崎 明 人 |
| 河北中央病院事務長<br>兼 事 務 課 長 | 細 山 英 明 |                        |         |

## ○職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 議会事務局長  | 村 美 和   | 議会事務局次長   | 山 本 慎太郎 |
| 総務課担当課長 | 有 沢 雅 子 | 総務課副主幹    | 山 下 雅 裕 |
| 監理課副主幹  | 佃 田 直 史 | 企 画 課 係 長 | 上 谷 武   |

**○議事日程（第 2 号）**

令和 7 年 6 月 5 日（木）午前10時00分開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 町政一般質問

**○本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

＜開 議＞

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

＜町政一般質問＞

○八十嶋孝司議長 日程第2 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように、的確な質問をお願いいたします。

また、発言は議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝、一般質問をさせていただきます。

その前に、横綱大の里が我が津幡町から誕生いたしました。本当に町民の皆さん私も一人として大変うれしく思っております。

いま長嶋監督の件も含めまして、若い世代に時代が変わっていく。そして、長嶋監督と松井秀喜さんの、これも石川県、私たち故郷のヒーローですけども、あの素振りの話ですね。涙を流しながら二人で素振りをしていた。そういうエピソードもありましたように、この若い世代、大の里とか大谷翔平さんとかこういう若い世代に、私たちお世話になった世代として引き継ぐために、少しでもまた微力ながら頑張っていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

質問が3つございまして、1番目でございます。

在宅生活を支える介護人材確保についてでございます。

少子高齢化が進む中、介護保険制度の持続可能性が問われる一方で、居宅への訪問サービスを必要としているにもかかわらず、対応できる事業所がないという事例が、町内でも発生しております。保険料を納めても給付なしということではいけません。津幡町においても在宅で暮らす高齢者を支える体制づくりが喫緊の課題と考え、質問をさせていただきます。

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で、重度な要介護状態になっても最期まで自分らしく暮らせることを支えるために、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体で提供する仕組みです。この中で、訪問介護、いわゆるホームヘルプは、在宅介護の基盤中の基盤です。

要介護度が高くなるほど、在宅で生活をするには、日常的な排泄ケアなどの身体介護が必要です。要介護の高い在宅生活者にとって、訪問介護は命綱ともいえるインフラです。厚労省も、訪問介護は、高齢者が在宅で暮らすための最重要サービスの一つであり、介護度が重くなるほど、その必要性は増大すると言っております。

地域包括ケアを掲げるのであれば、要介護の高い方が地域で暮らし続けるために不可欠な訪問介護を維持し育てることが必要であり、訪問介護を提供できる事業所がない、スタッフがいらないという状態を保険者である自治体が放置しては、最後まで自分らしく自宅で暮らしたいという思いを実質的に奪ってしまうことになります。

津幡町の介護提供体制の特徴を見てみますと、1人当たり給付額をサービス種類で見ると、全国と比べてグループホームが281%と極端に多く、特養が116%、通所介護は88%、訪問介護は62%に留まっています。訪問介護のスタッフ不足により、代替手段として通所介護を多く利用しないと在宅ができないケアプランが考えられます。しかし、通所介護では対応しきれない重度の場合などは、その結果、施設入所を希望することとなり、また施設に入るしかないと諦め、入所の待機者がふえるという傾向があると思われます。

最初の質問でございます。

町の第9期介護保険事業計画にもあるとおり、介護給付費について、訪問介護は利用人数の増加により、令和3年度に比べて、令和5年度が約1億7,477万8,000円で28.5%増加しており、令和8年度見込みは2億2,667万8,000円と、今後も利用人数は増加し、給付費は増加すると見込んでおります。このような現状を町としてどのように受け止めておられるのか、町長に御所見を伺います。

2番目の質問でございます。

農協を母体とした巡回型訪問介護事業が休止となりましたが、その経緯や理由を町としてどのように把握しておられますか。こちらは、健康福祉部長に伺います。

3番目の質問でございます。

町独自の人材確保・定着支援策についてお聞きします。津幡町の介護人材に関する調査によれば、介護職員の採用が困難であると回答した事業所は64.7%に上り、過去3年間の離職率も28.3%と高水準です。訪問介護サービスの提供体制が脆弱化していることが示されています。介護職員処遇改善加算の取得を促しても、これは国の制度の範囲内にとどまっています。

ほかの自治体の例として、熊本県高森町では、ヘルパーが担当した件数に応じて年に最大30万円の補助、町外から転入し介護事業所に就職したときに、2人以上世帯で60万円、18歳未満の子供3人以上世帯で100万円の補助を独自で行っています。

津幡町の介護サービスの1人当たりの年間の給付費は、居宅サービス109万円に対し、施設は約3倍の332万円です。財政的にも、例えば町がヘルパーに30万円を払っても、要介護者の在宅生活が継続され、施設入所や医療依存の増加を抑制することができ、長期的には制度の維持と財政にも貢献すると考えます。

今後、増加する訪問介護の需要を鑑みて、訪問介護を初めとする介護職の人材確保や事業所の

経営維持に町独自の財政的支援を行うことに対し、町長の御所見を伺います。

4 番目の質問でございます。

津幡町では、物価高騰地方創生臨時交付金を低所得者層への交付、給食費の食材の高騰費の補助、プレミアム商品券として家計の補助に使いましたが、能登のある自治体など介護事業所に交付しているところもございます。介護人材と介護サービス体制の維持に使うことは、高齢者世帯だけではなく、巡って若い世代にも関係してくることであります。今後、地方創生臨時交付金のような国の補助を、介護職員、事業所に対して交付することもあり得る選択と考えますが、町長の御所見を伺います。

5 番目に、地域の支え合う仕組みづくりの構築についてお聞きいたします。

介護保険外の地域全体で支え合う仕組みも必要であり、これまでも民生委員、シルバー人材、ボランティアなど取り組んできていますが、地域参加型支援の仕組みについて、町としてさらに強化したいこと、あるいは、新たに検討されていることなど今後の方向性についてお聞かせください。町長の御見解を伺います。

6 番目に、自治体から国への制度要望・提言についてお聞きいたします。

介護報酬・地域加算制度の見直しや人材確保のための報酬の上乗せなど、国に対して要望することについて、町村会等を通じて町長にはぜひ要望を提出していただくよう期待をします。

このことについて、町長の御所見を伺います。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中島議員の在宅生活を支える介護人材確保についてとの御質問にお答えいたします。

初めに、介護給付費の増加を見込んでいる現状を町としてどのように受け止めているのかとの御質問についてお答えいたします。

御質問にもありますとおり、訪問介護の給付費は増加しており、介護給付費全体を見ましても、増加しております。その要因として、高齢化率・後期高齢化率の上昇があります。このため、本町では、高齢者が安心して暮らし続けられるよう、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの推進、共生社会の実現を進めていくことが重要と考えているところでございます。

次に、3 番目の町独自の財政的支援を行うことについてでございますが、現在、先進的な取り組みを行っている自治体の調査、及びその取り組みの検討をしております。今後、家賃や通勤費用の一部助成など、具体的な効果等の評価も含め、本町における支援方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、4 番目の国の補助を介護職員、事業所に対して交付することについてでございますが、本町では、地方創生臨時交付金を活用し、令和 4 年度に原油価格の高騰対策として、7 事業所に 33 万 5,000 円、またエネルギー価格の高騰対策として、令和 4 年度は 29 事業所に 431 万円、令和 5 年度は 29 事業所に 567 万 1,000 円の補助金を交付しております。今後も、国の補助金を活用し、事業所が安定したサービスを提供できるよう、実情に応じた支援を検討してまいります。

次に、5 番目の地域参加型支援の今後の方向性についてでございますが、本町では現在、公民館を拠点とした、地区くらし安心ネットワーク委員会や地区社会福祉協議会の活動の中で、地域の課題を踏まえ、各地域のさまざまな分野の皆さんとともに、地域活動が行われていると認識し

ております。今後も、各地区の特性を生かした柔軟性の高い地域参加型支援の仕組みが進んでいくよう、町としても支援を継続していきたいと考えております。

次に、6番目の国への要望についてでございますが、全国町村会として、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保等につきまして、毎年、継続して要望しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 私からは、農協を母体とした巡回型訪問介護事業が中止となりましたが、その経緯や理由を町としてどのように把握しているのかとの御質問についてお答えをいたします。

このサービスは、専任の職員を配置する必要があり、事業所より、適正な人員配置の調整がつかず、サービスの提供が困難となり、事業廃止に至った旨の報告を受けております。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 これまでも介護事業所に補助をたくさんしている事実がわかりました。あと、ほかの自治体の例も検討していただけるということで、これは国の制度が一番問題なので、我が町としても知恵を絞って、こういう体制をつくっていただくようによろしくお願ひしたいと思います。大変ありがとうございます。

2番目にいきたいと思います

体験型交流公園整備事業の妥当性と新駅設置についてでございます。

津幡町が計画している体験型交流公園整備事業は、約16年という異例の長期にわたる観光事業計画で、第1期から第3期まで段階的に進められております。約11年が経過し、完成予定までなお約6年を残しております。

当初の事業計画では、年間来園者数を22万人、年間売上約1億8,800万円、利益4,150万円という想定がされております。内訳として、レストラン、イチゴ園、果樹園、市民農園などの利用を含めた収益予測となっており、また人件費として管理者1名360万円、補佐5名で1,200万円、作業員30名で3,600万円、その他光熱費、消耗品等で9,563万円。合計で年間維持管理費は約1億4,700万円とされています。こうした前提は10年も経てば通常、見直しが必要であると考えております。

最初の質問でございます。年間22万人の来園者数は、町の人口規模や周辺の観光資源から見ても過大な想定ではないでしょうか。県森林公園は、広大な敷地と多様な施設を有して、年間来園者数は約19万人です。どのような根拠で年間22万人、1日当たり610人も来るのでしょうか。その根拠をお示しく下さいませ。町長に御所見を伺います。

2番目の質問でございます。整備開始から約11年が経過し、ニーズや社会状況は変化しております。にもかかわらず、当初の計画が据え置かれているようであれば、計画の妥当性に疑義が生じます。結果として、維持管理費が過大となり、現在はまだ整備の途中段階にあるものの、今後の追加整備の経費の増額、運営経費も当初より増額となれば、町の財政にとって負の資産となる可能性も否定できません。平成27年当初の来園者数・売上・人件費等を含めた収支計画は、現実



的であると今でも町は考えているのでしょうか。

既に11年が経過し、さらに5、6年かけて整備を進めるとしても、社会情勢や変化を踏まえ、事業そのものの妥当性を改めて再評価、中間検証をすべきではないでしょうか。町長の御所見を伺います。

3番目の質問でございます。計画の見直しを行わず整備を続ける場合、完成後の運営維持費と維持管理体制はどのように確保されるのでしょうか。民間委託をしても果たして受けるところが見込めるのでしょうか。整備することが目的化していないのでしょうか。

町民にとって本当に必要な事業かどうかを問い直す時期ではないのでしょうか。町長に御所見を伺います。

4番目の質問でございます。津幡町地域公共交通計画2024～2028では、新駅設置（津幡・倶利伽羅間）と体験型観光交流公園の一体的な開発としております。新駅設置に向け、周辺施設や居住地における需要調査等を実施とありますが、津幡駅も中津幡駅も倶利伽羅駅もあるので、この駅を利用する地域住民の範囲は調査するまでもなく限られております。自家用車を持っている者は通勤には電車を利用しないと思われます。新駅は、限られた住民と体験型交流公園の来場者が利用すると想定されます。

そこで、以下、町長に御所見を伺います。

- 1、駅周辺の町民の利用者はどれくらいを想定しているのか。
- 2、倶利伽羅駅も存続を考えているのか。
- 3、I R いしかわと町の費用の負担、割合はどれくらいなのか。
- 4、もし、体験型交流公園の整備が実現しなければ、セットとしての新駅設置の計画もなくなると考えてよいのか。

5番目の質問でございます。新駅の設置には多額の費用がかかるため、津幡町の財政負担が懸念されます。一般的に新駅設置には数億円から十数億円の費用がかかるとされております。また経済効果を得るには、さらに駅周辺地域の開発と整備、アクセス道路の整備など、追加の費用も発生する可能性があります。

また、観光政策によって、津幡町民に経済的利益が波及されるには、一過性の観光客ではなく、継続的な関係となり、継続的な消費を生み、観光から移住、移住から仕事が創出される循環へとつながるような仕掛けを含んだ観光開発戦略のようなものが必要と考えます。

しかしながら、今、優先すべき政策は、洪水と地震で壊れたインフラの復旧と長寿命化の整備、物価高騰など生活を維持する政策、子育て支援、先ほどの高齢者介護サービス体制の整備、中山間地の人口減少を鑑みたまちづくりの政策など、町民の生活の基盤固め政策が先だと思われます。

果たして新駅設置と体験型交流公園の開発が、町民の理解が得られる政策となるのか、町長の御所見を伺います。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 体験型観光交流公園整備事業の妥当性と新駅設置についての御質問にお答えいたします。

初めに、年間22万人の来園者数は、町の人口規模や周辺の観光資源から見ても過大な想定ではないかという御質問でございます。

町の人口規模と来園者数は、私は全く連動しないと思っております。多分、1,000人、2,000人の小さな町村であっても、50万人、100万人の観光客を迎え入れる、そういう自治体も日本全国の中に、全世界の中にはあるのではないのかなというふうに思っております。

また、森林公園に19万人というふうに言われましたけれども、19万人は、いま森のひみつきちができて、ことしあたりはもっとふえる可能性があるというふうには思いますけれども、森林公園と体験型観光交流公園というのは、中島議員もいろいろと調べていただいたんだろうと思いますけれども、全く性格が違うということを認識されておられるのかどうか、ちょっと私自身、中島議員の質問に対して憤りを感じているところでございます。

その、まず22万人の件でございますけれども、津幡町から車で1時間半圏内の225万人をもとに、類似施設のデータを参考に算定したものでございます。この計算方法は現時点でも妥当と考えております。

2番目の、当初の収支計画の現実性と事業の再評価についての御質問でございますが、もともと3期計画としているのは1期毎に検証し、必要により変更も可能とするためでございます。社会情勢や経済環境の変化により、現計画の収支計画も当然変化するものでございますが、今は事業の再構築を急ぐ段階ではないと考えております。現状は基本となる取りつけ道路が完成し、次に周回道路の整備となります。常に有利な財源措置を活用して整備してまいりますので御理解をお願いいたします。

3番目の、完成後の運営維持費と維持管理体制についての御質問ですが、当初計画では、運営維持費を体験事業や地場産品販売などで収益を得る予定となっております。現在は、道路などの基盤整備が当分続くので、少し時間をかけて運営事業計画の見直しを検討したいと考えております。民間委託や指定管理者制度を具体的に検討し、津幡町公共施設等管理公社やJ A、森林組合などの関係団体と情報交換しながら管理運営体制を計画したいと考えております。

次に、整備することが目的化していないかという御意見については、周辺に道の駅倶利伽羅源平の郷や倶利伽羅不動寺西之坊鳳凰殿、津幡運動公園などの地域資源が集約されており、体験型観光交流公園がこれらを結びつけ、地域の魅力を再発見し、未来の観光・交流拠点となると確信をしております。

4番目の、新駅周辺の町民の利用者数についてでございますが、新駅は周辺町民の通勤・通学には限定的な利用となる予想でございますが、体験型観光交流公園や津幡運動公園の来園者の交通手段としても重要であり、また新駅周辺の定住促進やまちづくりの可能性も加味して広域的な視点から進めているものでございます。

例えば、倶利伽羅塾、西之坊鳳凰殿、それから体験型観光交流公園が完成したとして、駅の東側には、そういったものがある。西側には、運動公園があり、サッカー場があり、野球場があり、陸上競技場があり、体育館があり、テニスコートもあります。ここで小学生、中学生、高校生の大会がもし開催されたとするならば、この駅を利用して来る子供たちがたくさんおられるであろうと、私はそう思っております。

これらを踏まえて津幡町地域公共交通計画におきましても、広域的な交通アクセスの向上が盛り込まれております。町民の利用者の具体的な想定数については、定住の可能性を加味して考えております。

次に、倶利伽羅駅の存続についてでございますが、倶利伽羅駅の廃止はこれまでも全く考え

たことはございません。

次に、I Rいしかわ鉄道と町の費用の負担についてでございますが、御指摘のとおり、新駅の設置には多額の費用を要し、地元自治体にも負担があることは先行事例からも十分に認識しております。町では、都市計画マスタープランにおいて、当該地域を新駅開発拠点として位置づけており、将来的なまちづくりの核とすべく、基盤整備に向けた検討を進めているところでございます。

あわせて、交通利便性の向上を図るため、津幡駅東口から県道中尾津幡線までのアクセス道路の整備については、県に対して要請を行っており、町単独では広域的な視点からの協力体制の構築を目指しているところでございます。

なお、災害対応は町として最優先で取り組んでいる所でございますが、新駅の設置や体験型観光交流公園の整備といった将来を見据えた施策も、地域の持続的な発展に資する重要な取り組みの一つであるとも考えております。

最後に、新駅設置及び体験型観光交流公園の開発が、町民の理解を得られる政策となるかとの御質問につきましては、当然、理解を得られるし、得ていると考えております。

もう一つ、つけ加えさせていただきますならば、21世紀は観光の世紀と言われて久しいわけでございますけれども、残念ながら、我が町にはメジャーな観光施設がない。これからの我が町にとっての観光というのは、やはりつくり出さなければいかんものであろうというふうに、私は思っております。そして、30年後、50年後の今の子供、孫の世代にこの津幡町を残さなければならぬ。そんな思いで町政を担当させていただいております。

観光客が、例えば365万人入るとすれば、その町に人口1万人ふえるのと同じだろうと、私は思っております。36万5,000人来れば、1,000人人口がふえるのと同じであらうというふうにも思っております。そんな計算を私は、すみません勝手に自分で計算をしていますけれども、そんな思いを持ちながら、この体験型観光交流公園、もみじ3,000本を植えて、時期になれば多くのもみじを見に来る、もみじ狩りの人たちが訪れるであらうと。そうすれば、22万人どころではないのではないかと、そんな思いも持っているところでございます。

以上、御質問に対する答弁とさせていただきますが、今後も町の将来像と町民の生活の安定が両立するよう、総合的な視点からまちづくりを推進してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 答弁、ありがとうございました。

私、道路とかはいいと思うんですけども、道路とかは、私たちが先人のつくっていただいたものを使うインフラなので、ただ観光については、私はやっぱり津幡町民が自分たちでできるような、そういうものにつながるのであればいいと思うんですけども、あとは見直しを随時して、間違っていれば、あるいは時代に合わなければ修正していく。交流公園じゃなくてもですね、違う施設にしてもいいと思いますし、柔軟に時代に合わせて見直しをしていただければ、よろしいかと思います。

次、3番目の質問にいきます。

給食の米の価格と地産地消の可能性についてでございます。

9月から中学校の給食費の無償化の取り組みも始まる予定で、さらに給食の食材費の高騰分について保護者の負担を軽減する対応をとっていただき、子育て世代には助かるものと思います。

学校給食の米の価格と地産地消の可能性についてお聞きいたします。

令和6年9月会議で、安全な給食について質問をした際に、町長から、人間の体は食べ物からできていると言っても過言ではありません。特に成長期にある子供たちにとっては、給食は安全安心な食材を使用したものであることが必要との答弁をいただき、大変感銘を受けました。

さらに答弁の中で、本町では、既に平成21年度から、小中学校の学校給食で週に4回、農薬や化学肥料の使用を低減した津幡産のお米を使用していること。

令和5年度からは、次世代を担う子供たちに対し、環境保全型農業に対する理解を促進するとともに、需要を拡大し生産拡大につなげることを目的として、学校給食に化学肥料や化学合成農薬の使用量を標準的なものからそれぞれ5割以上削減して生産される特別栽培米を提供する取り組みを進めていること。6年度も学校の米飯給食に、町内産の特別栽培米を提供する予定との答弁をいただきました。

以下の点についてお聞きします。

21年度からの農薬、化学肥料を低減した津幡産のお米を週4回提供しているということであるなら、町内産の特別栽培米はどれくらいの頻度なのか。さらに、別の産地の品質の違う米があるのかということです。

2番目に、それぞれの米の価格は、前よりどれくらい上がったのか。教えてください。

3番目でございます。お米は、津幡町の農家と直接契約なのか。また直接契約が可能なのか。津幡町の生産者との直接契約であれば、年度の途中で価格が上がることはないような契約が可能だと思われませんが、この流れをわかりやすく教えてください。

4番目でございます。いま政府が流通業者を飛ばして、随意契約で小売に渡すことを試みていますが、津幡町も農家と直接契約すれば、互いに安定した価格で受け渡しでき、品質もよりよいものになり、農家もやりがいも出てきます。子供たちにも保護者にも、町の環境にもよいこと考えますが、その可能性はあるのでしょうか。

こちらは、教育部長にお聞きします。

○八十嶋孝司議長 北山教育部長。

〔北山ゆかり教育部長 登壇〕

○北山ゆかり教育部長 給食の米の価格と地産地消の可能性についての御質問にお答えいたします。

初めに、本町の学校給食の米飯の取扱いの現状について御説明いたします。

本町の小中学校の学校給食では、農薬や化学肥料の使用を低減した津幡産のコシヒカリ一等米を使用した米飯を提供しております。精米の工程上、河北郡市等のコシヒカリが混在する場合もございます。また、近隣市町の米飯給食は週に3回ですが、本町では、子供たちに安全安心でおいしい米飯をより多く提供するために、週4回実施しています。米飯より安価なパン給食との差額分につきましては、町の農林振興課所管の事業により、保護者の負担がふえないようにしております。

まず、1つめの御質問の、町内産の特別栽培米はどれくらいの頻度なのか、さらに別の産地の品質の違う米があるのかについてです。令和5年度からの新たな取り組みとして、化学肥料や化

学合成農薬の使用量を通常の基準から5割以上削減して生産された町内産の特別栽培米を、11月中の4日間提供しております。令和6年度には、河北郡市内の学校での初めての取り組みとして、本町の英田小学校において生産農家による出前授業を実施し、環境に配慮した農業のあり方について、子供たちが学習できる機会も設けました。特別栽培米の提供は、今年度も11月ごろに予定をしております。

次に、2つ目の御質問の、それぞれの米の価格が前よりどれくらい上がったのかについてです。本町では、米飯給食の提供については、炊飯の委託も含めて、公益財団法人石川県学校給食会と契約を結んでおりますが、令和5年度以降の精米の価格を見ますと、令和5年の4月から9月までは、1キログラム当たり278円、10月から3月までが289円でした。令和6年度に入ってから、4月から10月までが291円、そして11月から3月にかけては378円と、大幅な価格上昇となりました。令和7年度4月からは1キログラム当たり443円とさらに大幅に高騰し、令和5年度4月と比較しますと、約1.6倍になっています。

なお、特別栽培米の供給につきましては、県の事業であるため、町では価格の把握はしておらず、通常のお米との差額につきましては、パンと同様に町の農林振興課所管の事業により助成されております。

次に、3つ目の御質問の、地元農家とのお米の直接契約の可否や、契約の流れや仕組みについてです。本町の学校給食で使用されているお米は、地元生産者との直接契約ではなく、公益財団法人石川県学校給食会が全農石川県本部より原料米を買い付け、石川県学校米飯給食事業協同組合の指定する工場で炊飯を行い、これを本町の各学校へ配送するという仕組みになっています。このような体制により、大量一括購入による価格の安定と経費の抑制が可能となっているほか、炊飯業務を外部に委託することにより、学校調理場の人件費や設備投資の負担が軽減し、より給食調理の安全管理に注力できる環境となっております。

最後の御質問の、農家との直接契約についてですが、本町では現在、県学校給食会を通じて、炊飯も含めて地元産のお米を安定的かつ比較的安価に供給される体制が確立されていることから、現時点では、地元農家との直接契約を行う予定はございません。令和7年3月会議での議員からの一般質問へのお答えと重なりますが、地域の生産者の皆様が丹精込めてつくられたお米などを学校給食で使用できることは非常にありがたいですが、多くの課題がありますことを御理解いただきたく、よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 仕組みを変えて、私は津幡町民が津幡の地元の人がつくったお米を適正な価格で、津幡町民が価格が上がっても、津幡町は自給して子供たちも大人たちも価格に関係なく津幡町のお米を支援してつくる。そういう体制が備蓄も含めて必要ではないかと思っておりますし、その仕組みづくりについて、今後検討しながらですね、進めていくことが津幡町民にとってよいことではないかなと考えておりますので、また今後ともいろいろ御指導、御弁達をお願いをしたいと思います。どうもありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、4番 中島敏勝議員の一般質問を終わります。

次に、5番 小倉一郎議員。

〔5番 小倉一郎議員 登壇〕

○5番 小倉一郎議員 議席番号5番、小倉一郎です。

まず初めに、カスタマーハラスメント対応指針策定とその周知をということで質問をいたします。

昨年、総務省が実施しました、地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査によりますと、住民などから理不尽な要求を突きつけられる、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラですけれども、過去3年間で経験した職員は35.0%という結果でした。

一方、民間企業を対象にした同様の調査結果では10.8%、これは民間企業と比較すると3倍以上であり、公務員という公僕立場から、住民の要求がエスカレートしやすいようであります。

カスハラ被害を部門別に見ると、広報広聴が66.3%で最も多く、年金保険関係61.5%、福祉事務所、同じく61.5%、戸籍等の窓口が59.9%の順でありました。また、年代別では30歳代の職員が最多の44.6%で、20歳代以下が40%と続いております。

近年、自治体のカスハラ対策を巡っては、関連条例の整備、名札へのフルネーム記載の取りやめ、電話の録音などの取り組みが広がっております。本町役場におきましても、数年前にフルネームで顔写真入りだった職員の名札を苗字のみに変更されております。さらに、ことしに入りまして、役場や出先機関の各窓口に防犯カメラを設置するなど、窓口でのトラブル等の対策が講じられております。

しかしながら、カスハラ自体がよくわからないため、不当な要求やクレームをつけ、御自身の言動がカスハラであると認識されないケースも多々あると考えられます。要求やクレームがエスカレートし、それらに対応する自治体職員の精神的苦痛は、仕事への意欲の減退や心身の不調を招き、ひいては行政サービスの低下にもつながるものと考えます。

一方、こうした中、山口県宇部市では、住民などからの過剰な要求、暴言などによる通常業務への支障、他の利用者への行政サービスの低下を防ぐとともに、職員の安全を守ることを目的に、ことし3月、職員カスハラ対応指針を策定いたしました。

その指針では、どのようなものをカスハラとして定義し、また具体例を示し、ホームページで公開するとともに、カスハラのポスターやチラシを作製するなど、広く住民にも周知・啓発を図っているそうであります。

そこで3点について質問いたします。

1つ目、本町の役場や出先機関において、近年カスハラに該当すると考えられるケースはどのようなものがありましたでしょうか。差し支えなければ実際にあった事例などを教えてください。

2つ目、本町では、カスハラに関して、職員から相談や訴えがあるのはどの部局が多いのでしょうか。また、相談などがあった場合、現在役場組織として、どのような対応がなされているのでしょうか。

3つ目、クレームの全てがカスハラに該当するわけではなく、それを見きわめる職員の資質も求められます。また、対応した職員の言動に腹を立てる来庁者がいることも考えられ、そのときどきの場面に応じた適切な接遇のスキルを身につけることも重要と考えます。

きょうは、将来を嘱望されております新しい職員の方も研修の一環として傍聴席に来ております。

継続した住民サービスの向上と職員が安心して働きやすい職場環境を確保するためにも、ぜひとも本町でもカスハラ対応指針を策定し、それを町民や来庁者などへ広く周知する取り組みを行うべきと考えます。

以上について、酒井総務部長の答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 小倉議員のカスタマーハラスメント（カスハラ）対応指針策定とその周知をの御質問にお答えいたします。

住民からの過度な要求や暴言、不当なクレーム等のカスタマーハラスメント（カスハラ）が職員に精神的・肉体的な負担を強いる状況があり、これによって職場環境や職員の健康に影響を与えるものとして深刻に受け止めております。

初めに、役場や出先機関において、近年カスハラに該当すると考えられるケースや事例はあるかについてお答えいたします。

具体的にカスハラに該当すると判断できる事例として、現時点で把握しているもので、職員への暴言・誹謗中傷、窓口で大声を出す業務妨害、上司等への執拗な面会要求、退去要請に従わない、時間外及び休日にも関わらず対応を求める過度な要求、机をたたくななどの威嚇する行動、長時間に渡る電話や執拗なメールを何度も送る嫌がらせ、スマートフォンによる動画の無断撮影や録音をSNS等へ投稿した事例があります。また、現在、実態把握のためのアンケートも実施しているところです。

次に、カスハラが多くある部局は。また相談等があった場合にはどのような対応をしているのかについてお答えいたします。

カスハラが多くある部局では、福祉関連や徴収関連が多く、特に窓口や電話対応で同一人から複数回にわたりカスハラを受けているケースが見られます。

カスハラを受けたと相談等があった場合には、令和6年6月会議で柴田議員からの御質問の答弁と同様になりますが、本町では、ハラスメント等の防止及び対応に関する指針に基づき、相談窓口を総務課に設けており、対策や対応をとっております。また、津幡町不当要求行為等の防止に関する要綱には、カスハラ行為が疑われる状況になった場合における職員の責務について規定しており、その対応として、上司または複数人で毅然とした対応をとり、それでも対応が難しい場合には、法的措置などを検討するため、顧問弁護士への相談等を行い、情報共有を図りながら組織的な対応を行っております。

また、昨年度から任期付職員として警察官OBの採用や、行政クレーマー対応の経験が豊富な弁護士による研修も実施しております。

そのほか、令和7年3月に役場庁舎内等へ防犯カメラを設置し、音声や画像を記録することで、カスハラの未然防止や、実態把握に活用しております。

次に、カスハラ対応方針を定め、町民や来庁者等へ広く周知する取り組みを行ってはどうかについてお答えいたします。

先ほども申しましたが、現在、職員へアンケートを行っております。このアンケート結果を踏まえ、カスハラ対応指針を定め、ハラスメント等の防止及び対応に関する指針に追加し、庁舎内や町施設へカスハラ防止のためのポスター掲示や、町広報誌やホームページへの掲載により、広く町民にも周知・啓発を図りたいと考えております。

一方で、町民からのさまざまな意見や要望の中には、津幡町のことを思うからこそ出てくる貴重で大切な思いが含まれております。クレーム等の全てがカスハラに該当するわけではなく、そ

れを真摯に受け止め、状況を正確に把握することや、冷静な対応によって見きわめる職員の資質向上が大切になります。今後も職員研修等を通して、職員の資質向上とやむなくカスハラ等が行われた場合には、毅然と対応する組織全体の認識及び意思統一を図ってまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 今ほど対応指針の策定に向けて進めるといったようなことで、お話を伺いました。質問の中にありました、山口県宇部市のほうの対応指針、私も読んだら、具体的に1時間以上対応する場合とか、そういう時間まできっちりとその対応指針に書かれているんですよね。それは、やはり指針に基づいた対応について、職員それから住民の方々にもちゃんとわかるように、また周知のほうをよろしくお願いしたいと思います。

続いて、しらとり通りの歩道と交差点の安全対策をということで、お聞きいたします。

しらとり通りは、本町の中橋交差点から浅田交差点までの町の中心部の東西を走る県道であります。通りの加賀爪地内には中学や高校もあることから、朝夕はたいへん多くの車や自転車、それから歩行者が通行しています。

交通量が多いゆえに、先般の地震での道路の損傷、それから経年によるサインの劣化などにより、交通安全上、危険と思われる箇所が幾つか見受けられます。また、交通事故を防ぐため、新たに整備が必要なものもあるのではないかと考えております。

県道の維持管理、それから交通安全に関する整備は、石川県や公安委員会かと思えますけれども、本町の交通安全対策にも関わることであり、今回、私が感じました次の5つの点について、町の考えや対応をお聞きしたいと思います。

まず1点目、白鳥橋詰及び加賀爪交差点、これは、おやど商店街通りと交差するところでございますけれども、そこに設置されております点字ブロックがいま、割れたりかけたりして浮き上がっている状態であります。歩行者がそれにつまづいて転倒する危険があるのではないかと感じております。また、視覚障害者が安全に通行できるよう、点字ブロックの補修も必要ではないのかということで、1点目です。

それから、2点目、白鳥橋詰交差点、北国新聞社河北総局前の一部には、車道と歩道を区切る縁石がありません。そのため、車両が歩道に侵入する危険があるのではないかと考えております。また、横断歩道内の道路に亀裂がありまして、横断者がそこに足を踏み入れてけがをする心配があります。最近も見てきましたけれども、まだ亀裂が入ったままであります。

それから、街路樹がある箇所の歩道は幅員が狭く、自転車が損傷した歩道の凹凸や側溝との段差でバランスを崩して、歩行者との接触、車道への飛び出し事故が懸念されます。

4点目、それぞれの交差点にあります、自転車横断帯の白線がかなり薄くなっております。そのため、自転車が横断歩道を乗ったまま走行していることが見受けられます。そこで交通ルールの周知とあわせ、自転車横断帯がはっきりわかるようにする必要があるのではないのでしょうか。

5つ目、町総合体育館前の交差点の踏切り側には、歩行車用信号機と横断歩道がありません。交通事故防止と歩行者の利便性を図る上でも、踏切り側にも歩行者用信号機と横断歩道を設置できないのでしょうか。

以上でございますけれども、冒頭にも申し上げましたが、加賀爪地内のしらとり通りは朝夕の時間帯、通学する多くの児童生徒らが通ります。また日中は、シルバーカーやシニアカー



を使用する高齢者、さらには子供を乗せたベビーカーを押す方たちも見られます。歩道は歩行者のためのものであり、誰もが安全、安心に利用できることが望まれます。

今回の質問では、主に歩行者の目線で、歩道や横断歩道に関して取り上げましたけれども、車道についても至る所に傷みが見られます。

しらとり通り付近に住んでいる方々は、凹凸した道路を大型車が走行する際の振動にも悩まされていると聞いています。

道路修繕、交通安全、通学指導など、対応する行政機関もさまざまであり、通行する歩行者の安全確保、あわせて近隣住民の住環境の改善を図るため、町としてその対応と関係機関に対する働きかけを早急に行っていただきたいと思っております。

以上、矢田町長の答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 しらとり通りの歩道と交差点の安全対策についての御質問にお答えいたします。

しらとり通りは、町の中心を東西に貫く主要幹線であり、通学・通勤・買い物など、日常生活におきまして、多くの町民が利用する重要な道路であると認識しております。特に加賀爪地内におきましては、中学校や高校が近接しており、児童・生徒から高齢者まで幅広い世代の方々が通行されることから、安全対策は喫緊の課題であると考えております。

県道の維持管理に関しましては、管理者である県におきまして、能登半島地震の発災直後から、道路の沈下等が著しい箇所に対しまして、応急工事が実施されております。加賀爪地内の津幡中学校前におきましても、下水道の被災に伴う道路の凹凸に対応しており、歩道部分についても砕石による応急的な補修工事が進められていると伺っております。

さらに、今年度からは地下埋設物に被災のない箇所から順次、本復旧工事が進められ、点字ブロックを含む歩道の本格的な復旧も予定されているとのことでございます。町といたしましても、幹線道路である県道の下水道復旧が円滑に進むよう、県道管理者と連携し、災害復旧を着実に進めてまいりたいと考えております。白鳥橋詰交差点の縁石につきましては、現状を把握し、県へ要望していきたいと考えております。白鳥橋詰及び加賀爪交差点にある自転車横断帯の白線が薄い件につきましてですが、津幡警察署交通課に確認いたしましたところ、自転車は車道を走行するという原則により、警察庁の取り組みのもと、全国的に自転車横断帯の撤去が進められております。自転車と歩行者の両者の安全な通行を促すためであり、当該箇所におきましても、自転車横断帯と横断歩道が組み合わせられた形状となっており、歩行者や自動車との接触事故を誘発する危険があることから撤去する方針と聞いております。

交通ルールの周知につきましては、引き続き警察署や学校関係者と連携しながら、正しい自転車利用の指導に努めてまいります。

最後に、町総合体育館交差点の踏切側に横断歩道がない件につきましては、津幡警察署交通課によりますと、周辺の道路利用環境から交差点内のほかの3カ所に比べて必要性が低いこと、前後に歩行者の安全な滞留場所が確保できていないことから、現状では横断歩道の設置はできないとのことでございます。歩行者用信号機と横断歩道の設置に向けては、その際は予算確保や県内のほかの優先箇所との調整などの課題もあると聞いておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 しらとり通りに関しましては、やはり地震の影響等によりまして、沈下がまだ進んでいる、おさまっていない。そういったような状況は十々把握しているんですけども、せめて段差っていいですか、そういうところで自転車が思わず車道に飛び出す心配もございしますので、また早急に県のほうにもお願いしたいなと思っております。

以上で、私の一般質問は終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、5番 小倉一郎議員の一般質問を終わります。

次に、2番 柴田洋一議員。

〔2番 柴田洋一議員 登壇〕

○2番 柴田洋一議員 議席番号2番、柴田洋一です。

通告に従い、3問質問させていただきます。

1問目は、学童保育に安心・安全対策をとということで、質問させていただきます。

2点ございます。

1点目は、防犯カメラの設置をとということで、現在、津幡町には8つの校区に16のクラブがあります。そのほとんどが学校に隣接しておりますが、私有地に面しているところが多く、中には、地元住民の生活道路のようなところもあり、昼夜を問わず、一般の人の行き来があります。このため、不審者かどうかの判断がしにくく、初期対応におくれが生じる可能性もあります。先月、東京都の立川市で学校に部外者が侵入し、教員に襲いかかりけがをさせるといった事件がありました。

津幡町の小中学校では、玄関等の出入口は施錠されており、簡単には入れないようにはなっておりますが、学童保育は、常時施錠しておくことは難しく、防犯の観点からも防犯カメラの設置は有用なものと考えております。

今年度の当初予算では、既に小中学校への防犯カメラの設置が組み込まれています。

本町においては、幸いにも先ほどのような重大な事件は発生しておりませんが、問題が発生する前に対策を講じることは重要だと思います。子供達が安心・安全に生活できるように、早期の設置・検討をお願いいたします。

2点目です。学童保育にAEDの設置をとということで、4月に提出された令和6年度行政監査報告で、町内公的施設のAEDの設置・管理の状況について報告があり、その中で、現在、学童保育に設置されているAEDは4台だけであり、学童保育ごとの設置の検討を図りたいとの報告がございました。

また、令和4年12月会議で道下議員からも、学童保育へのAED設置に助成金を、という質問が行われており、その際、各クラブと隣接のAED設置場所からの距離、時間などを再検討した上で、新たに設置基準を設けるなど検討を行い、必要なクラブには、施設設置者である町がAEDを設置するとの答弁がありました。

しかしながら、このような答弁があったことが、各クラブに周知されていなかったのか、現在、学童保育に設置されているAEDの4台は、いずれも各クラブが自費で購入したものになっております。

クラブの運営に余裕があれば、町からの設置を待たず、自費での購入もありかもしれませんが、

大規模クラブであるならともかく、小さなクラブでは運営に精一杯で、自費購入することはできません。子供たちの命を守るため、できれば、16のクラブ全てにＡＥＤが設置されるのが望ましいことではありますが、せめて各校区に１台の設置に向けて、再度の検討と周知をお願いしたいと思います。

なお、中条小学校区にある、のびっこクラブに設置されているＡＥＤの２台は、いずれも屋外に設置されております。これは、学童保育の関係者だけでなく、いざという時に近隣の住民にも利用してもらえるようにとの配慮からでもあります。以前、コンビニエンスストアにＡＥＤを設置できないか、といった質問もさせていただきましたが、その時も、いざという時にＡＥＤが使用できないことがないよう、緊急時に確実にＡＥＤが使用できるようにとの思いで、質問をさせていただきました。

町内全てのＡＥＤを屋外設置にまでとは言えませんが、今後、学童保育にＡＥＤを設置する際は、ぜひ、屋外への設置を検討していただきたいと思います。また、学校や公民館などの公共施設のＡＥＤの屋外に設置についても、あわせて御検討いただきたいと思います。

以上、管田子育て支援課長に答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 管田子育て支援課長。

〔管田邦雄子育て支援課長 登壇〕

○管田邦雄子育て支援課長 柴田議員の学童保育の安心・安全対策をとの御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブでは、児童の出入りが不規則であるため、常時施錠しておけないという事情があります。そのため、放課後児童クラブでの安心・安全を守るため、犯罪発生時の対応が迅速に行うことができるよう、令和元年度に非常通報装置を全施設に備え、いざという時にはボタン一つで迅速に警察へ通報がなされる体制を整えております。

しかしながら、近年、施設の管理体制の甘さを突いた犯罪が後を絶たないこともあり、防犯カメラの設置による、不審者の侵入監視や侵入抑止など、犯罪を未然に防ぐ環境の構築は必要不可欠であると考えております。議員の御質問にあるとおり、これまで幸いにも重大な事件は発生しておりませんが、狙われる可能性は否定できませんので、安全対策の強化として、国の子ども・子育て支援施設整備交付金を活用した防犯カメラの導入を検討してまいりたいと考えております。

次に、ＡＥＤについてですが、本町の放課後児童クラブは16施設全てが公共施設内もしくは小学校に隣接しており、緊急の場合には近隣施設に設置されているＡＥＤを使用する想定でございました。しかし、より素早い対応のため施設自ら購入する事例があり、また令和４年12月会議における道下議員からの御質問を受け、もっとも近くに設置してあるＡＥＤから一定の距離のある施設に対しＡＥＤを設置すべく、今年度予算計上し、手続きを進めているところです。

今後は、施設みずから購入したＡＥＤに関しても、更新時期に町が引き継いで更新することや、近隣住民でも利用できるよう屋外への設置等についても念頭に入れ、検討を進めてまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○２番 柴田洋一議員 答弁ありがとうございました。

防犯カメラ及びＡＥＤともに設置に向けて、前向きに検討していただいているということで、ありがとうございます。

この防犯カメラの設置については、防犯目的はもちろんなんですが、学童クラブ内のトラブルの際にも役立つのではないかといいことも期待されておりますので、よろしくお願いいたします。また今はですね、一昔前とは違って通常では考えられないような事件、事案も発生しております。今後もですね、さまざま事案を想定して、あらゆる対応をしていただきたいなと思っております。またですね、学童保育の関係者からは、津幡町は、学童保育に対して本当に協力的で、子供たちや支援員のことを考えて対応していただいている。本当に恵まれているというふうに聞いております。今後ともですね、手厚い支援を継続していただけるよう、よろしくお願いいたします。

それでは2問目に移りたいと思います。2つ目は、当町における地震の被害想定はということで、5月7日、石川県防災会議の震災対策部会において、1998年に現在の地震の被害想定が公表されて以来、実に27年ぶりに新想定が公表されました。

その中で、当町に影響を及ぼす断層帯は、森本富樫断層帯、邑知潟断層帯、砺波平野断層帯の3つもあり、特に森本富樫断層帯は、県内最大級の被害が見込まれるとされています。

森本富樫断層帯の影響は、季節や時間帯、天候などにより異なりますが、最悪のケースでは、死者2,200人、関連死を含めると3,000人にも上るそうで、建物の全壊・全焼の被害は4万7,000件と発表されていました。

これらは、金沢市なども含めた数値で、津幡町単独のものではありません。

そこで、震度6から震度7クラスの地震が発生した場合の、当町における被害想定はどのようになっているか。新想定が公表されてから間もなく、まだ被害想定は算出にまでは至っていないかもしれませんが、早期に被害見直しの必要になってくると思います。また、被害見直しに伴い、地域防災計画や防災マップなどの見直しや対策なども必要かと思います。ぜひこれらについての対応をしていただき、町民へのいち早い公表をお願いしたいと思います。なお、耐震化工事などの対策を講じることで、被害を大幅に削減することができるということです。揺れによる建物の全壊棟数が3万8,000件と見込まれている中、耐震率を現状の82%から100%に上げることで、最大で6,000棟程度に、また建物被害による死者数は、およそ1,800人から300人程度にまで低減できるということです。

公共施設を含む町内における新耐震の基準を満たしていない建物を洗い出し、住宅耐震改修工事費補助金等の制度を利用し、耐震診断や改修を促すなど、被害を最小限に抑えるための事前対策を町が先導して行うことはできないか。

また、この制度は、新耐震基準となった昭和56年6月1日以降に建築された住宅には適用されないようですが、町独自で補助を行うことはできないものか。

能登半島地震の影響を受け、基準を満たしておらず自費での調査を行なった住民の方もいらっしゃると思います。

町からの補助があれば、さらに調査を行う町民がふえてくるのが想定されますし、結果的に、被害の低減につながるのではないかと思いますので、こちらについても検討をしていただきたいと思います。

以上、田中総務課長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中圭総務課長 登壇〕

○田中圭総務課長 当町における地震の被害想定はの御質問のうち、私からは新たな被害想定による本町の被害想定及び地域防災計画の見直しについてお答えいたします。

今般、石川県は27年ぶりに地震の被害想定を見直し、県内・隣県に位置する陸海域の9つの断層帯において、将来、大地震が発生する想定で、季節や時間帯ごとに被害を予測しております。その結果、本町では森本富樫断層帯、邑知潟断層帯、砺波平野断層帯及び庄川断層帯を震源とする地震の際に、震度6から7を観測する推計値が示されております。これに基づく被害予測につきましては、最大で建物被害が3,873棟、死者が87人、負傷者が419人、1週間後の避難者が1万1,860人となり、従来の想定よりも被害規模が大きく、その結果を深刻に受け止めているところでございます。

地域防災計画につきましては、町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図る重要な計画であることから、現在、既に新たな被害想定を踏まえた改定作業を進めており、本年度末には改定作業が完了する予定でございます。改定作業が完了次第、速やかに町民へ公表し、防災意識の向上につなげるとともに、地域と一体となった防災対策を行うことで、さらなる防災力の強化に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 松岡都市建設課長。

〔松岡隆司都市建設課長 登壇〕

○松岡隆司都市建設課長 私からは、住宅の耐震改修に関する御質問についてお答えします。

住宅耐震改修工事費等補助金の利用促進などの事前対策を町が主体となつて行えないかとの御質問につきましては、議員のおっしゃるとおり、県防災会議の新しい被害想定では、森本富樫断層帯を震源とする地震の揺れにより、石川県内で約3万8,000棟の建物が全壊すると予測されており、本町においても、震度6から7程度の地震が発生した場合、主に昭和56年5月以前のいわゆる旧耐震基準により建築された住宅において、倒壊などの被害が発生することが予想されます。

町では、このような被害を防止し、町民の安全を確保することを目的として、平成20年度より、旧耐震基準で建築された住宅について、住宅耐震化に係る費用の一部または全部を補助する制度を設けており、現在の補助金額は耐震診断について最大9万円、耐震改修工事については最大250万円となっております。

本制度の利用促進を図るため、毎年5月に固定資産税の納税通知書発送時に住宅耐震の補助制度のチラシを同封し、補助制度の内容を住宅の所有者にお知らせしているほか、町民向けの耐震相談会を今年度は5月28日に福祉センターにて開催いたしました。また、石川県とも連携し、事業者向けの耐震化に関する講習会を開催するなど普及啓発にも努めております。

今後もこれらの普及啓発活動を継続し、住宅耐震化率の向上に努めてまいりますので御理解をお願いします。

次に、昭和56年6月以降の、いわゆる新耐震基準により建築された住宅の耐震改修に対する補助につきましては、昨年1月の能登半島地震により被災し、罹災証明の交付を受けた住宅について行う耐震改修工事について最大250万円、建てかえ工事については最大150万円を補助する制度を設けております。

一方、被災していない新耐震基準の住宅については、当基準がおおむね震度6から7程度の地震で倒れない基準となっていることから、国や県においても、これをさらに耐震性能を上げることに対する補助制度がなく、町独自での補助につきましても今のところ難しいものと考え

ておりますので御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 まず初めに、松岡都市建設課長への答弁、漏れておりました。失礼いたしました。

新基準の地震の被害想定については、従来よりも被害想定が大きくなるということで、多くの人が新聞などでも実際の被害想定について見たのではないかと思いますのですが、多くの方がこの恐怖や不安を感じているのではないかと思います。地震をですね、未然に防ぐことはできませんけども、被害想定を知ることによって必要な対策を講じたり、災害に備えることはできるのではないかと思いますので、引き続きですね、よろしくお願いいたします。

では、最後の質問に移りたいと思います。

最後は、大の里関の横綱昇進をたたえた記念事業をということで質問をさせていただきます。

5月28日午前、ちょうどこの原稿を書いている時に、大の里関の第75代横綱昇進決定のニュースが飛び込んできました。これまでも、数々の偉業をなし遂げ、町民に元気と勇気を与えてくれた大の里関。この偉業をたたえ、町として何かできることはないか。

文化会館シグナスにある展示スペースには、これまでの優勝トロフィーや賞状などが所狭しと飾られており、今後のさらなる活躍を考えるとスペースが足りなくなるのではないかと思います。ほどうです。

今回、大の里関の横綱昇進をたたえた記念事業をということで質問をさせていただきますが、まず真っ先に考えられるのは、横綱昇進パレードです。こちらについては、当初もう少し落ち着いてから一番いい時期を見計ってと考えておりましたが、昨日の町長のお話の中で、6月29日に開催が決まったとの報告がありました。昨年の優勝パレードでは2万5,000人がパレードを見守ったとなっておりますが、既に今朝、新聞やテレビなどで報道されているとおり、多くの方がパレードを楽しみにしておると思いますので、今回はそれ以上の人が集まるのではないかと期待もされますし、今から楽しみでなりません。

それから、パレード以外にも何かできることはないか。例えば、先ほど述べた、シグナスにある展示スペースを拡張し、展示室を設けたり、また、ゆくゆくは記念館の設立なども考えられます。

6月1日にシグナスで行われた、馳知事の県政報告会で、大の里関の記念館を併設した武道館の設立について話題に上りました。今の県立武道館は、昭和53年に竣工され、既に50年近くたっており、また周辺に駐車場もそれほど多くないことを考えると、当町には駅周辺や交通アクセスなどの利便性を兼ね備えた広大な土地もありますので、それらの強みを生かし、議会としても町と協力し、県に対して提案できないか協議していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、現在は、優勝のかかった一番に限り、パブリックビューイングを開催しておりますが、展示スペースに大型モニターを設置して、常時観戦できるようにできないか。そうすることで、町民の交流スペースの場ともなり、相撲を楽しみにしている高齢者の方などの憩いの場になったり、またそこに集まることで健康促進にもつながっていくのではないかと思います。

町民にも望まれる施設になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上、矢田町長に答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 大の里関の横綱昇進をたたえた記念事業をとの御質問にお答えします。

本町出身の大の里関が、大相撲5月場所で2場所連続4度目の幕内最高優勝を果たし、史上最速となる所要13場所での横綱昇進を果たしたことは歴史的偉業であり、大変誇らしくうれしく感じているところでございます。

横綱昇進を記念してのパレードは、昨日の提案理由の説明でも申し上げましたとおり、6月29日に実施いたします。ルートや時間帯などの詳細な内容につきましては、津幡警察署や町後援会など関係機関と協議した上、決定次第、速やかに公表したいと考えておりますので、議員の皆様のお協力をお願いする次第でございます。

文化会館シグナスに新たに展示室を設けることにつきましては、スペースの都合上困難ではありますが、既存の展示スペース内のレイアウトを工夫し、今後も多くの方々が大の里関の偉業に触れられるような環境を整備したいと考えております。

また、パブリックビューイングにつきましては、これまで、優勝が決定する可能性のある日に福祉センターなどで開催しており、毎回多くの方に御来場いただき、大の里関を応援していただきました。シグナスの展示スペースに大型モニターを設置して常時観戦できるようにすることにつきましては、展示スペースはシグナスホールの入口に当たるため、ホールで大きな催事が行われる際には、観戦スペースとしての利用はできないと考えます。また、既存の催しスペースは、町民の方のサークル活動などの作品展示で利用している場合があります、その際にも観戦スペースは限られます。このような施設の状況を考えますと、シグナスの展示スペースに常時観戦スペースを設置することには多くの課題がございますので、そのほかのスペースや施設で、常設の観戦スペースが設置できないか、今後、検討を進めてまいりたいと思います。

なお、将来的には、本町に横綱大の里関記念館のような施設ができればよいと私も思っております。また、議員の言われる記念コーナーを併設した県立武道館であれば、大変素晴らしいことであると、私自身も思っております。

大の里関の横綱昇進の際の行事につきましては、私も5月29日の綱打ちを二所ノ関部屋で拝見させていただきましたが、待望の第75代横綱として、多くの皆様の記憶にも記録にも残る、唯一無二の大横綱になることを期待して、町としても今後も応援していきたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 ありがとうございました。

シグナス内の展示スペースの拡張については、さまざまな理由で難しいと。また、大型モニターの設置についてもまた別の場所で検討していただけるとのことで、町民とともに期待しております。この記念事業に関しましては、ほかにもいろいろと考えられるのですが、何にせよこの大の里関の昇進のスピードが早すぎて、追いつかない状態であります。これからですね、タイミングを見計って、随時提案していけたらいいなと思っております。

また、この県立武道館の誘致が実現すれば、武道の町としてもPRしていくことができますし、いろいろな大会なども誘致できれば、交流人口の増加にもつながり、周辺開発にもつながっていくのではないかと考えており、今後の津幡町のさらなる発展にも期待が持てるのではないかと思います。

います。

また、大の里関に関しては、県でも県民栄誉賞の授与を検討しているとのこと、まさに県内全域が大の里フィーバーといった感じです。この熱が冷めやらぬうちにスピード感を持って進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、この大の里を含めた津幡町出身力士の活躍を記念して、今回の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、2番 柴田洋一議員の一般質問を終わります。

次に、14番 道下政博議員。

〔14番 道下政博議員 登壇〕

○14番 道下政博議員 14番、道下政博でございます。

私のほうから、今回2点について質問をさせていただきます

まず、最初の質問でございますが、先ほど柴田議員の方からも同じような質問が重なりましたが、原稿を準備しておりますので、読み上げながら質問させていただきたいと思います。

まず、最初の質問ですが、27年ぶりに石川県が地震被害想定調査の改定を発表したその結果を受けて、町としての被害想定と対策を進めていく予定と内容を問うということで質問をさせていただきます。

本年5月7日、県の地震被害想定が27年ぶりに改定され、県内や周辺の活断層で地震が発生した場合の新たな被害想定を公表しました。

北国新聞5月8日付一面記事で、紹介をされておりましたことを紹介させていただきます。このタイトルは、金沢震度7で死者数最大3,000人の記事の抜粋でございます。現行の想定は1998年の策定以来27年ぶりの改定であります。対象の断層帯を従来の4本から9本にふやし、いずれも最大震度7の揺れが起きると設定。県内の死者数は、最も多いケースで約3,000人に上るとしています。

能登半島地震を教訓に、帰省や観光で住民以外の滞在者が多くなる年始、ゴールデンウィークも発生時期の想定に加え、大災害の備えに役立てるものであります。最も被害が大きいとしたのは、金沢市の直下を通る森本富樫断層帯による地震で、震度7に見舞われるものであります。金沢市を中心に建物倒壊や地震火災による直接死が2,212人、災害関連死は768人、建物の全壊、全焼は4万6,947棟に及ぶと推計しています。

能登半島地震の震源に近い奥能登沿岸の能登半島北岸断層帯も新たに想定対象としています。地震発生時の想定時期、時間は冬の朝5時、夏の正午など、従来の3パターンに正月の午後6時、ゴールデンウィークの正午を加え、安否確認が難行したりする可能性があるとしています。人的被害、建物被害などの指標事項は、現行の17から44にふやす。発生直後から復旧期までのシナリオ4には、孤立集落の発生、介護・福祉機能に生じる支障などを明記しています。より具体的に事態を設定することで、迅速に対応できる体制づくりを目指します。

県はこの結果をもとに、年度内に地域防災計画を改め、各自治体が対策を検討する。震災対策部会長を務める金大の宮島昌克名誉教授は、取材に能登半島地震の教訓を受け、しっかりと準備すべきだと述べたとの記事であります。

関連記事として、同日付新聞25面の記事によりますと、森本富樫活断層の地震で最大3,000人の死者が出ると予測されたことについて、金沢市の村山市長は、地域防災計画などの改定を進め、



災害対応力の強化を図ると述べました。帰宅困難者は、最大で38万9,271人になると予測され、金沢市危機管理課の担当者は、一次避難の設定や誘導員の配置を考えたいと話したとあります。

この森本富樫活断層の地震で受ける津幡町での被害も、想像を超えるものとなることが予想されます。例えば、帰宅困難者の人数想定やその方たちの一時避難所の確保と受け入れできる施設の準備は、計り知れないものが必要となりそうであります。できるだけ早いうちに準備しなければなりません。

昨年1月1日の能登半島地震後の今からちょうど1年前の昨年6月議会一般質問で、私は、次の大地震や豪雨災害時の対策と万全の避難準備をとのタイトルで質問をいたしております。

その内容の一部を確認いたしますと、昨年1月20日、北國新聞20階ホールで開かれた、金沢大学の青木賢人准教授、自然地理学者であります、金沢の自然災害と防災と題して講演を行ったとの新聞記事の一部を紹介しながら、能登半島地震級の震災がいつ金沢で起きてもおかしくないとし、古い建物が多い金沢は、耐震性の低い町であるため、被害を減らすための対策は今から必要だと訴えられています。

津幡町から金沢市中心部、白山に伸びる森本富樫活断層帯は、全国でもトップクラスの地震発生確率を示していると説明され、最大震度6強から7の揺れに襲われるとし、今のうちに耐震補強し、家具が倒れたり重いものが落下したりしてこないよう、家の中の安全も確保することが大事であると呼びかけられましたとの内容を紹介いたしました。

これまで、私は幾度となく提案をしておりましたが、大地震の影響で一時避難所となる学校体育館のエアコンの準備や大災害時1週間程度の非常食の準備など、真冬でも避難者が何度でも使える携帯トイレの数の確保などの準備は欠かせないものであると思います。

森本富樫活断層の地震の影響による県の被害想定の変更から、今後、町としての被害想定の変更による準備作業のスケジュールとその検討内容とそのポイントについて、質問をさせていただきます。

矢田町長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の27年ぶりに県が地震被害想定調査の改定を発表したと、その結果を受けまして被害想定の変更と対策を進めていく予定についての御質問にお答えいたします。

先ほどの柴田議員の御質問へ総務課長が答弁していましたが重複いたしますけれども、石川県が公表した地震被害想定の見直し結果は、本町において最大で震度7を観測し、建物被害が3,873棟、死者が87人、負傷者が419人、1週間後の避難者が1万1,860人の被害予測となっております。

本町といたしましては、現在、地域防災計画の改定作業を進めており、本年度末には改定作業が完了する予定でございます。今後、石川県が見直した被害想定をもとに、地域防災計画の改定方針案を作成の上、8月に開催予定の防災会議にその内容を諮る予定でございます。また、令和8年1月にパブリックビューイングを、……すみません、パブリックコメントです。令和8年1月にパブリックコメントを実施し、幅広く町民の意見を募集するとともに、2月に再度防災会議を開催し、計画内容の承認を得るスケジュールを考えております。

改定内容のポイントにつきましては、避難者数に応じた備蓄物資の確保や避難所での生活環境

の向上、自主防災組織などによる地域防災力の強化、町民に対する災害への事前準備の周知徹底などが上げられます。

それらに加え、能登半島地震及び令和5年7月豪雨における災害対応の検証結果も踏まえ、より実効性のある計画にするとともに、計画改定の際には町民に広く周知し、町民とともに防災力の強化を図る必要があると認識しております。

石川県は、今回の地震被害想定調査において県民の防災対策の例として、建物の耐震対策、家具の固定、感震ブレーカーの設置、家庭内備蓄の促進などを示しております。建物耐震化率の向上により全壊棟数や建物倒壊での死者数が8割余りの減少、家具固定率の向上により家具転倒などでの死者数が6割の減少、感震ブレーカーの設置率向上により火災での全焼棟数及び死者数が約6割減少すると見込まれております。さらに、家庭内備蓄の促進につきましては、最低でも3日分、可能であれば1週間分の食品や簡易トイレを各家庭で備蓄することが重要であると示されております。

これらの自助の取り組みを後押しするため、石川県は、6月補正案として、住宅の耐震改修に関する補助制度の拡充や感震ブレーカー設置費用の補助制度を新設する方針を公表しております。また、本町の取り組みといたしましては、家庭内備蓄の促進に向けまして、国の能登創造的復興支援交付金を活用した施策を具体的に検討しているところでございます。

このような防災対策の周知徹底と自助の取り組み支援を図ることで、災害からの被害軽減に努め、安全安心なまちづくりを推進してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 丁寧にご回答をいただきありがとうございます。

いよいよ、こう地震が迫ってきたというような気が、この新聞記事を見た時に思いました。能登半島地震では、多くの方が今も苦しんでおられます。当然、津幡町としてもできるだけの対応をしていただくわけですが、後悔のない形でしっかりと準備を進めていってほしいというふうに思います。

それでは、続いて2番目の質問に移ります。

働く親が、子の居場所に困る、朝の小一の壁の実態を聞くということで、質問させていただきます。

公明新聞5月27日付、3面記事を少し紹介させていただきます。

保育所の多くは、午前7時台から子供を預けられるが、小学校の登校時間は8時以降が、一般的であるため、30分から1時間程度の差が生じる。この時間差に対応できない保護者は、子供を家に残して出勤したり、学校が開くまで子供が校門の前で待機するといった状況が発生しているそうであります。こうした問題の背景について、労働経済学者が専門で、日本女子大学名誉教授の大沢真知子氏は、出産後もキャリアを積む女性がふえていることが挙げられていると指摘しています。従来は妊娠、出産を機に仕事を諦める女性が多かったが、共働き世帯は増加傾向が続き、2024年には専業主婦世帯の2.5倍以上になったそうであります。大沢氏は、仕事と子育てを両立する世帯がふえる時代にあって、目に見える形で壁となってあらわれた象徴的な現象だろうと話しているそうであります。こども家庭庁は昨年、全国1,741市区町村を対象に調査を行った報告書によると、有効回答1,017のうち、平日の朝の子供の居場所確保に向けた取り組みを、実施していると答えたのは1.4%、実施に向けて検討中は1.7%で、計3.1%にとどまり、対応が進ん

でない実態が浮き彫りになりました。ただ、実施に当たっては、自治体も課題を抱えています。対策を実施していないか、実施に向けて検討中の自治体に複数回答で課題を尋ねると、居場所運営に従事する人材の確保が難しいが70%と最多で、居場所の確保・調整が難しいが42.9%で続いたそうであります。居場所づくりのための予算確保が難しいも33.6%と多かったようであります。

ここで、質問をさせていただきます。

昨年の子ども家庭庁の実態調査を受け、回答はされたのでしょうか。これが1番目です。

2番目に、回答したのであれば、その回答内容について教えてくださいようお願いします。

3番目、調査を受けなかったということであったとしても、このような事例への要望などを実際に町民などからの声として受けることはあったのでしょうか。

その3点について、教育部長に質問いたします。

○八十嶋孝司議長 北山教育部長。

〔北山ゆかり教育部長 登壇〕

○北山ゆかり教育部長 朝の小1の壁の実態についての御質問にお答えいたします。

まず1つ目の、こども家庭庁が昨年度実施した、小学校の長期休業中における子供の居場所に関する調査に回答したのかについてですが、調査の内容が、小学校の長期休業中や学校がある平日の朝に子供の保育を希望する家庭を対象としたものであるため、健康福祉部子育て支援課で回答をしております。

次に、2つ目の御質問の、回答したその内容についてですが、学校がある平日の朝の子供の居場所確保に向けた施策の有無については、実施していないと回答しており、実施に当たっての課題として、居場所の運営者を見つけるのが難しい、居場所運営に従事する人材の確保が難しいと回答しております。これは、現在の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育と同様の運営を、平日の朝に行うことが、現時点では困難な状況であることからです。

次に、3つ目の御質問の、実際に町民から要望を受けたりしているかについてですが、先に本町の小学校の平日朝の状況を御説明しますと、各小学校では朝7時30分または40分に学校の玄関を開けております。また、8時10分ごろから朝学習が始まりますので、学校への通学距離や安全面も考慮して、朝の7時30分または40分ごろから8時ごろまでに学校に到着するように、御家庭にお願いしております。実際は7時20分ごろから徐々に、学校の玄関先に子供たちが登校してきております。

各御家庭でそれぞれの御事情がおりとは思いますが、現在のところ、7時30分よりもっと前に学校を開けてほしいという要望の報告は学校からは聞いておりませんが、一部の学校では、学校が開く前に子供が外で待っているのが心配であるといった保護者の声があることは聞いております。

私からの答えは以上となります。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 丁寧な御答弁ありがとうございます。

今ほどありましたように、回答されたということでもありますので、これについては理解をさせていただきました。津幡町の小学校については集団登校といろいろ工夫して頑張っていたいておりますし、今ほども報告がありましたように、7時半程度から校門も開いているということでもありますので、かなり問題の数としては少ないように思います。そういう意味では、これから

また、現場も大変でしょうけれどもしっかりと子供たちがすくすく育つ環境づくりに力を入れていただきたいというふうに思います。

それでは、私からの14番、道下政博からの2点の質問を終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、14番 道下政博議員の一般質問を終わります。

この際残時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたしたいと思います。よろしくお願いたします。

〔休憩〕 午前11時59分

〔再開〕 午後1時00分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

11番 塩谷道子議員。

〔11番 塩谷道子議員 登壇〕

○11番 塩谷道子議員 11番、塩谷です。

きょうは3つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問です。津幡庁舎のトイレに生理用品をとということで質問いたします。

津幡町庁舎のトイレに生理用品を設置していただきたいと思います。

2022年3月の厚生労働省の調査では、生理用品の購入・入手に苦労したことがある人は8.1%、10から20歳代では13%に上りました。21年度からは国の地域女性活躍推進交付金を活用して自治体が生理用品を提供することも可能になりました。内閣府のことし2月の調査結果では、生理用品の無償提供により、父子家庭の生徒が生理用品などの相談ができるようになった、生理用品と同封された相談窓口の情報を通じて、生活困窮世帯が生活保護制度の申請につながったなどの支援につながった例があるといえます。

兵庫県淡路市の市役所のトイレに生理用品を置く目的を、突然生理用品が必要になる事態などの精神的負担を軽減し生理の尊厳を守るためだと、広報淡路の23年5月号で述べています。

津幡町では、小中学校の保健室に生理用品が置いてありますが、ことし2月の内閣府の調査によると295区市町村の小中学校に設置されています。津幡町では次に設置するのは役場庁舎ではないでしょうか。庁舎トイレに生理用品を置いている自治体は121自治体に上っています。

ぜひ、津幡庁舎のトイレに生理用品を設置してください。

監理課長、よろしくお願いします。

○八十嶋孝司議長 横川監理課長。

〔横川健治監理課長 登壇〕

○横川健治監理課長 塩谷議員の役場庁舎のトイレに生理用品をとの御質問にお答えします。

経済的な理由などさまざまな事情により生理用品を入手することが難しい、生理の貧困と呼ばれる問題が、我が国においては新型コロナウイルスの流行を背景に顕在化することとなりました。これは女性の健康や尊厳に関わる重要な課題であり、その解決に向け社会全体で取り組むことが重要であると考えています。

厚生労働省が令和4年に実施した、生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査の結果では、生理用品の購入・入手に苦労したことがあると回答した割合は8.1%となっており、その理由については、自分の収入が少ないから、自分のために使えるお金が少ないから、そ

のほかのことにお金を使わなければならないから等の経済的な理由が多く挙げられています。

町内での生理用品の提供につきましては、石川中央保健福祉センター河北地域センターの窓口において、経済的な理由で購入が困難な女性を対象に配付が行われています。また、本町におきましては、令和3年7月から、災害用に備蓄していた生理用品を、入れかえに合わせて希望者に対し、福祉課及び子育て支援課で無償提供いたしました。

本町といたしましては、生理用品の提供をきっかけとして、困難や課題を抱える女性を支援し、窓口での相談につなげることが重要であると考えていることから、不特定多数の方へ広く提供する形で、生理用品を役場庁舎のトイレへ設置することは現時点では考えておりません。

しかしながら、突然生理用品が必要となる場合もあることから、災害備蓄品の利用方法や提供場所などについて検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 災害備蓄品をこういう形で使っていただいているっていうことは、知らなかったもので、いい使い方だなと思います。またこれからも、どうぞいい方向で検討をお願いします。

2つ目の質問に入ります。介護保険制度は大丈夫かということで質問させていただきます。

介護保険制度が創設されてから25年が経ちましたが、全国的な規模でいろいろな問題が起きています。制度発足当時と比べると、利用者は3倍以上にふえ、公的介護サービスを受けられる環境を整えてきた点は評価できます。しかし、介護困難は増大しています。保険料を納めているのに必要な時に必要なサービスを受けられないという状態になっています。

とりわけ深刻なのは介護職員の不足です。介護福祉養成校はこの3年で35校も減り、若い方の参入が減少しています。こうした中で介護職員数は発足以来初の減少に転じました。2023年10月時点で216.6万人と前年度比2.8万人のマイナスです。政府は26年度の介護職員必要数240万人に対して25万人不足すると推計しています。

政府はこの間、介護報酬の加算で職員の処遇改善を行ってきましたが、民間の賃上げ水準にはるかに遠く及ばず、介護職員と全産業平均との賃金格差は、昨年月8.3万円、前年度は6.9万円でした、に拡大しました。新聞赤旗の調査によると、訪問介護ゼロ自治体は、昨年12月末で107に広がっています。特に訪問介護事業所は、24年度の基本報酬引き下げで深刻な経営難に陥っています。倒産や休廃業が過去最多を更新、人手不足を加速させています。

利用料は当初1割負担でしたが、15年に一定以上の所得は2割負担、18年には現役並み所得は3割負担が持ち込まれました。施設の食費・居住費は05年度に全額自己負担となりました。住民税非課税世帯には軽減措置が導入されましたが、15年、18年に縮小され、負担できずに退所を余儀なくされた人がいました。給付削減では発足後間もない06年には新予防給付を創設、要支援1、2の新区分をつくり、軽度サービスを縮小していく流れがつけられました。09年には要介護認定システムを全面的に見直しで判定を軽度化しました。介護保険は要介護度ごとにサービス支給限度額があるので軽度化は大きな給付抑制になります。

15年には総合事業を創設しました。要支援1、2の訪問介護と通所介護を保険給付から外し、自治体事業に移しました。これは17年度末までに全市町村が移行しました。同時に特別養護老人ホームの入所を原則要介護3以上に制限し、52万人の待機者のうち、要介護1、2の人の入所が極めて困難になりました。18年には訪問介護の生活援助を厚労省が定めた回数以上利用する場合、

プランを市町村に届け出ることを義務化し、事実上の回数制限をかけました。制度の質を変える見直しとして、自立の理念が介護が必要ない状態へと改変され、制度からの離脱を誘導する方向が強められました。

利用抑制が進む一方、高齢化に伴い、給付費全体が増大し続けています。連動して介護保険料も右肩上がりに上昇しており、スタート時、月2,911円から倍化し、月6,225円となっています。

このように介護保険は、事業所の人手不足と経営難、利用困難の広がり、そして保険料の上昇という構造的な問題に直面しています。

制度を立て直すためには2つの大きな柱が必要です。

まずは人材不足の解消に向けた抜本的な処遇改善が緊急課題です。介護職員の賃金を全産業平均レベルまで引き上げることが必要です。但し介護報酬の加算で対応しようとする、利用料に跳ね返るか、小幅な改善にしかならないため、全額公費を投入して実施すべきです。

もう1つは、介護保険の財政構造の抜本的な見直しです。介護保険料と給付費が直接連動する今の仕組みは、給付抑制システムとして機能しています。高齢化で介護需要がふえる中で必要なサービスを提供し、事業所の経営を安定させ、かつ高齢者の保険料を支払える水準に抑えるためには、国庫負担を大幅に引き上げるしかありません。富裕層や大企業への優遇を改める税制改革、国民の所得を増やす経済改革、さらに5年で43兆円を積み増し、増額するとしている大軍拡予算を削れば可能です。ミサイルではなく、ケアをの声を広げることが必要です。

介護保険制度が今困難になっていることを見てきましたが、では津幡町ではどうなっているのかをお聞きいたします。

まずは、介護職員の減少の問題です。津幡町では介護職員は不足しているのですか。

次に、介護事業所の減少はあるのですか。あるのだしたらその理由は何ですか。

なくなった事業所に入所していた人たちは、どうしていらっしゃるのでしょうか。

以上、3つの質問にお答えください。福祉課長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 長 福祉課長。

〔長 陽子福祉課長 登壇〕

○長 陽子福祉課長 介護保険制度は大丈夫かとの御質問にお答えいたします。

介護保険制度は平成12年に施行され、現在は第9期の計画に沿って各事業を実施しております。

1つ目の御質問、介護職員は不足しているのかについてお答えいたします。現在、医療や介護の専門職の連携及び質の強化を図るため、研修会や連絡会等を開催し、顔の見える関係を構築することで、職員の定着を図っておりますが、介護人材の不足については、本町におきましても喫緊の課題と捉えております。

令和5年度に町内の介護保険サービス事業所を対象に行った調査では、職員数が不足する理由として最も多かったのが、募集しても応募者がいないという、採用が困難という結果になっています。

次に、介護事業所の減少はあるのですか。あるのだしたらその理由は何ですかとの御質問についてですが、令和7年4月1日現在の介護保険サービス事業所数は、第8期の最終年度である令和5年度と比較しますと、通所介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、それぞれ1事業所の減となっています。理由につきましては、人材不足により、適正な人員配置の調整がつかず、サービスの提供が困難となり、事業廃止に至った旨、事業所より報告を受けております。

いずれも在宅のサービスを提供する事業所であり、御質問の、なくなった事業所に入所していた人たちはどうしていらっしゃるのでしょうかにつきましては、該当する廃止事業所はありません。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 津幡町でも全国と同様、介護職員の不足が起きていることがわかりました。ますますこれから介護老人はふえますが、今後どうするかということを考えていただきたいと思います。なくなった事業所がなかったということはよかったと思います。ほかの自治体から比べると、まだ津幡町はいいほうなのかなと思いました。これからまたふえることがありますので、今後どうするかということを検討していただきたいと思います。

3つ目の質問に移ります。自衛隊に住民基本台帳を閲覧させるなということで質問いたします。

奈良市の高校生だった方が、本人の同意なく個人情報を自衛隊に提供した奈良市とこれを利用し自衛官募集を行った国を訴えました。憲法13条に基づく基本的人権の侵害に対する救済を求める裁判です。奈良の裁判で、国・市側は、自衛隊への個人情報の提供について、自衛隊法97条1項と同施行令120条の規定を盾に正当化し、法的根拠があるとして乗り切ろうとしています。

2021年2月の防衛・総務両省の通知では、自衛隊への個人情報の提供を、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとしています。これは誤りです。自衛隊法などに基づく募集業務の定義を明確にした訓令では、自治体が住民の個人情報を提供して自衛隊などの求人活動に協力する内容は含まれていません。

住民基本台帳法は、閲覧についても原則禁止しています。法令で定める事務の遂行のために必要である場合にのみ例外的に閲覧請求ができる規定となっていますが、自衛官募集や陸上自衛隊高等工科学校の生徒募集は、この条件を満たさないとみるべきです。地方自治法では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることが基本とされています。それにもかかわらず、法的根拠はあるなどとする国側の主張に従って、自衛隊に住民の個人情報を提供している自治体のあり方は、住民の側に立つという自治体のあるべき姿からはかけ離れています。安保三文書に基づく自衛隊の人的基盤の強化が図られようとしている中、自治体が住民の個人情報の提供に安易に応じてしまうことは軍事優先の流れを認めてしまうことにもつながります。

自衛隊だけ特別扱いしていいのかという問題意識を持つことは大切なことです。自衛隊に住民基本台帳を閲覧させることはやめていただきたいと思います。総務部長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長 登壇〕

○酒井英志総務部長 自衛隊に住民基本台帳を閲覧させるなの御質問にお答えいたします。

地方自治体における自衛官募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項の規定に基づき、法定受託事務として行っております。そして、自衛官募集事務に関する資料の提出につきまして、本町では自衛隊からの自衛隊法施行令第120条の規定に基づく住民基本台帳閲覧申出を受け、住民基本台帳から対象者の氏名、住所、生年月日及び性別の4情報を抽出して閲覧させております。

住民基本台帳の閲覧につきましては、令和3年2月に国から通知がありました、自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についてにより、自衛官募集という法定受託事務に関連して必要な範囲で、法令に基づき正当に行っているため、特段の問題を生じるものではないと考えております。

国との連携を密にする上で、自衛官募集事務などの法定受託事務を含め、国からのさまざまな

依頼や要請には積極的に協力をしていくことが必要であると考え、一方、地方自治体として主体的に方向性を決定していくことも重要であると考えております。

資料の提出の方法につきましては、国の方針を理解した上で、法令遵守はもとより、個人情報の保護との調和を図りながら、今後も引き続き慎重に対応してまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 閲覧させているのが、住民基本台帳だということが問題だと思うんです。住民基本台帳は閲覧することも原則禁止しています。自衛官募集は法令で定める事務の遂行のために必要である場合のみに限定されて閲覧が請求できることになっていますが、自衛官募集については、それが認められないと思います。再度考え直していただきたいと思います。

これで、私からの一般質問を終わります

○八十嶋孝司議長 以上で、11番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、3番 東克彦議員。

〔3番 東克彦議員 登壇〕

○3番 東克彦議員 3番、東克彦です。

通告に従い、3つの質問を行います。

まず1つ目は、マスターズレガッタ開催で町内を盛り上げよであります。

日本スポーツマスターズは、2001年宮崎大会を皮切りに毎年開催されて、ことしは水泳やサッカー、テニス、ボウリング、ゴルフなど13競技が愛媛県で開催され、35歳以上の参加者が集うことになっております。この大会の開催を通じて、全国規模のスポーツ大会の開催ノウハウが、開催地に蓄積されるとともに、平均7億5,900万円と試算される経済波及効果もたらされているなど、地域スポーツ・地域経済の活性化にも貢献していると、日本スポーツ協会は発表しております。

来年の令和8年には、石川県で開催されることが決まっており、本年5月27日に第1回実行委員会が開催され、来年9月18日の前夜祭を含む開会式を皮切りに、9月22日までの4日間を中心に愛媛大会と同じく13競技が開催される予定であります。

また、石川県がこのようなマスターズイヤーである来年8年度には、津幡町で、全日本マスターズレガッタが河北潟の県津幡漕艇競技場で、来年5月23日と24日の土日に開催される予定です。この大会は、ボートを生涯スポーツとしてより多くの人に楽しんでもらうため、男女27歳以上を対象に開催されます。勝ち負けはもちろん重要ですが、全ての参加者が、その動機というのは本当にさまざまに、気軽に、気ままに、自分の体力に従って競技を楽しめるようにすることを目標としています。また、それにとどまらず、全国から参加する漕友とともに楽しいひと時を過ごす懇親の場を提供することも目標としております。

参加者目線言えば、ことしは、武田信玄のゆかりの地である長野県下諏訪、来年は、横綱大の里の故郷である石川県津幡町と、観光も含めたスポーツツーリズムを楽しみにしていることと思います。しかし、全国スポレク祭の視察やキンボールスポーツなどのジャパンオープン全国大会などで全国を回ることが多かった私の経験から言わせてもらえば、参加者並びにその関係者以外の方々の観戦が少なく、開催地である地元の方に参加者の雄姿を見てもらい、そのスポーツ



の醍醐味を感じてもらえること、そういうことが少なかったのではないかと思います。

この際、スポーツで元気な町を全国にアピールするためにも、併設する簡易グラウンドなどの近接施設などを活用して、複数種目の生涯スポーツイベント並びにキッチンカーなどの飲食ブースを設けて、町民も集えるようなマスターズフェスみたいなものを企画してもよいのではないかと考えております。

ぜひとも協力してくださる種目団体などを募り、大会当日だけでなく働き世代のスポーツの成果発表の場でもあり、交流の場ともなるような協賛事業、並びに後援事業なども令和8年度に実施して、津幡町としてマスターズの機運を高めてはどうだろうかと考えております。

働き盛りの現役世代の多くは、どちらかと言えば、見るスポーツ、支えるスポーツが主となっているのではないのでしょうか。いつでも、どこでも、だれとでもできる、するスポーツの出会いをプロデュースするにはもってこいのタイミングではないかと思います。

人生100年時代において、生涯現役でマスターズなどに参加する方たちは、心身ともに健康であり、私たちにとっても身近なロールモデルとして、生涯アクティブライフの推進につながり、よりよいクオリティ・オブ・ライフにより健康寿命を延伸することが期待できると考えております。

元気な町民を今まで以上にふやすためにも、マスターズで頑張っている人たちを身近に感じ、一人でも多くの町民に体を動かすことの喜び、ともに分かち合える仲間とスポーツを楽しめる環境づくりが、町民のフレイル予防にもつながり、医療費抑制にも寄与するものと思われま

す。そこで、3つの質問を行います。

1つ目、全日本マスターズレガッタを核に、町民も気軽に集えるスポーツフェスなどの開催はできないか。

2つ目、マスターズイヤーとして、他の種目のマスターズ大会を協賛事業や後援事業として開催したい競技団体があれば、町として助成はできないか。

3つ目、6月の町総合スポーツ大会をスポーツマスターズ津幡版として位置づけて、今まで以上に参加者の裾野を広げていけないか。

以上、3点に関しまして、町長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 東議員からのマスターズレガッタ開催で町内を盛り上げよとの御質問にお答えいたします。

日本スポーツマスターズ2026石川大会が、令和8年9月18日から22日を中心会期といたしまして、県内13市町の24会場で開催され、県内各地での多くの経済効果が予想されていることをお聞きしております。能登半島地震からの復興途中でもあり、この大会を契機といたしまして、復興のスピードが進むことを期待したいと思っております。

日本スポーツマスターズ2026石川大会の競技には含まれてはおりませんが、本町では、令和8年の5月23日、24日に、第17回全日本マスターズレガッタが石川県津幡漕艇競技場で開催される予定となっております。

御質問1つ目の、町民も気軽に集えるスポーツフェスティバルなどの開催についてでございますが、この全日本マスターズレガッタ開催時には、参加者の昼食等の確保のためにキッチンカー

などを手配して飲食ブースを設ける予定にしております。このキッチンカーにつきましては、大会を見学に来られた方も御利用していただけるようにしたいと思っております。

また、津幡漕艇競技場に隣接する簡易グラウンドを用いての生涯スポーツイベント等を開催することについてでございますが、現時点では、簡易グラウンドは駐車場として利用することを考えております。石川県ローイング協会では来年度のマスターズレガッタの選手監督は約1,200名、そのほかに大会役員が約300名、合わせて1,500名程度の大会参加者があると予想しております。

会場へのアクセス手段として、津幡駅などからのシャトルバスの運行は考えておらず、多くの方が自家用車等を利用することを想定していることから、マスターズレガッタ大会にあわせての簡易グラウンドでのイベント開催は困難であると考えております。

次に、御質問2つ目の大会開催助成についてでございますが、マスターズスポーツ大会を契機に本町でもスポーツへの関心が高まるような工夫を行うことができればよいと考えております。

本町では、各競技協会等へは、協会の育成及び競技力向上強化に要する経費や全国大会の派遣費等の助成や体育施設の利用の際の施設利用料の減免などを行っております。また、部活動地域移行につきましても各競技協会に御協力をいただき進めて行く予定にしており、移行に伴う経費も必要になってまいります。このようなことから、今後、助成制度等を見直す際には、マスターズのような大会への助成を含めて調査研究していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、御質問3つ目の町民スポーツ大会をスポーツマスターズ津幡版として位置づけて、参加者の裾野を広げていけないかの御質問についてでございますが、令和6年度の津幡町総合スポーツ大会には約860名の方の御参加があり、今年度も多くの方に御参加をいただいております。

大会の開催方法も、令和5年度から、地区対抗の得点競技種目だけでなく、競技協会独自開催競技種目を開催することにより、町民の皆様方がより気軽に大会参加できるように工夫をしております。大会をマスターズ津幡版とした場合には、現在の参加者の状況から見ますと、シニア世代を対象とした大会となる可能性が考えられます。各競技協会は若年層の参加の増加を図ることで普及に力を入れたと考えていることから、マスターズの津幡版として町総合スポーツ大会を開催することは、現時点では課題が多いと考えております。今後、若年層、シニア世代ともに多くの町民の方に参加していただけるよう大会のあり方を見直す際には、参加者の裾野を広げることができる方法を調査研究し、よりよい大会を開催できるよう検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問はございません。

するスポーツ、見るスポーツ、支えるスポーツ、一人でも多くの町民がスポーツを通じて健康づくり、仲間づくり、生きがいがづくりにつなげていけるよう、町内のスポーツ振興に期待して、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、部活動の地域移行を見据えて、全国大会等派遣費補助金の改正を検討せよであります。

部活動の地域移行に伴い中学生の部活動、放課後のスポーツ並びに文化活動のあり方が変わろうとしております。部活動の地域移行を進めていく上で、支える形もまた時代にあわせて改正していかなければいけないと考えております。

現在、学校内の人的・物的資源による活動を中心に、広くこれからは地域に展開して、地域全体で支えていく。そして、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を目指すこと。そういうものが、今後の生徒の活動を絶やさない環境づくりに整備がされていくようにシフトが変わっていくと考えられております。

学校部活動から地域のクラブ活動への転換が進められ、我が津幡町の中学校でも今年度の2学期から平日4日間と土日のどちらかの部活動5日間ですよね。そして、これを平日3日間プラス土日のどちらかの合計4日間のほうへと転換して、地域移行から地域展開と名も変えまして、改革を推進していくと、先日聞いております。

そのことにより、運動部であれば、従来の中体連主催の大会等、それ以外に地域クラブのチーム並びに選手として、それ以外の大会等に出場して活躍する町内在住の中学生などがふえてくると考えられます。そうすると、今までどおりの予選ありきの北信越大会、そして全国大会への出場者への旅費交通費等の補助だけではなく、実現すれば減額になるんですが、県予選を経て県代表として出場できるオープン参加の大会などもあるので、そのような大会にも補助を広げていくことも検討すべきではないかと考えております。

中体連主催の大会が減ることで、種目団体主催の大会も今後はふえてくると想定されます。県予選ではないですが、オープン参加の全国大会、もしくはアーバンスポーツなどで、都道府県大会予選はないが、いきなり国際大会の出場権を争うような大会などもふえて、新たな基準を設定する時が来たのではないかと考えております。

町外のクラブに所属する者は除くとか、町立の小中学校の児童生徒に限るなどの制限も必要ですが、大の里や欧勝海などの相撲留学や川井姉妹のように町外で心技体を極めてきた人たちによって、我々は元気をもらっております。そんな津幡町だからこそ、津幡町内に在住の児童生徒に補助の枠を広げるべきではないでしょうか。そして、多岐にわたる大会にも枠を広げていくべきではないでしょうか。これは、決してばらまきではなくて、種まきではないかと考えております。

そこで、質問です。部活動の地域移行、地域展開並びに各種スポーツ・文化で活躍している津幡町在住の子供たちを広く応援するために、全国大会等派遣費補助金の改正を検討してはどうだろうかと質問をさせていただきます。

答弁は教育長にお願いしたいと思います。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 部活動の地域移行を見据えて全国大会等派遣費補助金の改正を検討せよとの御質問にお答えいたします。

現在、スポーツ庁・文化庁が示している学校部活動の地域移行に関するガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間とし、まずは休日の部活動について、地域団体との連携や地域クラブ活動への移行を進めることが求められています。そして、その後の部活動改革に関する実行会議において、令和8年度以降の6年間を改革実行期間と位置づけ、地域移行という名称を、地域展開へと改めた上で、原則、全ての部活動において地域展開を実現することを目指すことが求められています。

本町におきましても、子供たちが将来にわたってスポーツや文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、地域の子供は、学校を含めた地域全体で育てるという理念のもと、休日の部

活動から段階的に地域クラブ活動への移行を進めているところです。現在は、津幡南中学校の相撲部及び津幡中学校のバドミントン部をモデルとした地域移行を始めており、今後はさらに他競技への広がりを見据えて準備を進めてまいります。

このように部活動の地域移行が進む中で、子供たちの活躍の場は学校の部活動にとどまらず、地域クラブなど多様な形態へと広がっていくことが見込まれます。加えて、議員の御質問にもありましたとおり、全国的に中体連主催の大会が縮小傾向にある中、今後は、各種競技団体が主催するオープン大会や、アーバンスポーツなど都道府県予選を必要としない全国大会への出場機会がふえることが想定されます。

こうした時代の変化を踏まえ、子供たち一人一人の努力と成果に対し、公平に支援していく環境を整えるためには、町の全国大会等派遣費補助金交付要綱についても、その対象の範囲や支援のあり方を見直していく必要があると認識しております。

現在の本町の津幡町全国大会等派遣費補助金交付要綱は、県内では圧倒的に手厚い補助内容となっており、全国大会や北陸地区以上の規模の大会に出場する町立小中学校の児童生徒及び引率者に対し、原則、交通費、宿泊費、大会参加費の全額を補助しております。この補助金の対象者は、主に津幡町立中学校の部活動に所属する生徒及び引率者、あるいは津幡町スポーツ協会に加盟するジュニアスポーツクラブに所属する児童生徒及び引率者となっております。また、町外のクラブに所属している場合などで、この補助金の対象外となる方に対しましては、津幡町芸術文化・スポーツ全国大会等出場者奨励費支給要綱を別途設けており、全国大会または国際大会に、選手、監督、競技役員として出場される方に対して奨励費を支給しております。

さらに今後は、部活動の地域展開の進展や大会形態の多様化に対応した町の補助制度についても検討したいと考えております。

部活動の地域展開という大きな改革を町全体で支え、地域の子供は地域全体で育てるという理念を體現していくためにも、町スポーツ協会を初め、各競技団体、学校関係者、保護者、そして地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、津幡町として、未来ある子どもたちを力強く応援できる体制づくりを着実に進めてまいりたいと思いますので、今後とも御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問はございません。

地域全体で子供たちを育てる。非常に大事なキーワードが出てきて、きょうは非常にわくわくして夜を迎えられそうです。地域展開するためにも、さまざまな課題というものが出てくると思います。それを一つずつ解決しつつ、さらなる改革を推進していく必要があると、本日、また再認識させていただきました。地域の実情に応じた取り組み、それを進めていくためにも、私も微力ながら貢献していきたいなと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。

放課後児童クラブ、いわゆる学童保育のLED化を計画しているかでございます。

ことしも暑い夏がもうすぐそこまで近づいております。夏休みの一日保育が始まる前に、公設民営である放課後児童クラブ、学童保育における空調設備の不具合がないのか、把握しているのかなとは思いますが、いざエアコンを使おうとしたら動かないでは、児童並びに指導員の体調管理にも支障が出てくると思われます。また定期的にエアコンのクリーニングをしているのかも

調査し報告を受けておいてもよいのではないかなというふうに考えております。

老朽化に伴ってエアコンが故障した場合、そのエアコンの部品がもうないので修繕が不可能なもの。そういうものがあるようでございます。そのような場合には新品に交換もやむを得ないのではないかなというふうには考えております。

特に、動電力で稼働する天井設置型の空調設備においては、ランニングコストなども考慮して、今後は省エネ対応の大型の家庭用エアコンへの更新でもいいのかなと、そちらのほうへの更新の検討、そういうものも考える必要ではないかなと考えております。

また、手の届かない天井に設置されている照明器具、交換が必要な電球や蛍光灯を脚立などを利用して交換しても、電気がつかず、照明器具本体の交換が必要なものもあって、幾つかそのまま手つかずの状態で、蛍光灯を抜いたまま、電球を抜いたままのものも、実際幾つか確認しております。

子供たちの家庭や学校では着々とＬＥＤ化が進んでおります。電気が幾つか切れている学童保育が暗く、少し陰気に感じ始めているような子供たちも出てきているのではないのでしょうか。速やかに修繕をすることで、手元だけではなくて学童保育内を明るくすることは、当然できるのですが、これを期に学童保育のＬＥＤ化を推進すべく、そういう時期が来たのではないかと考えております。できれば遅くとも、来年度には学童保育のＬＥＤ化を実現してほしいものであると考えております。

津幡地区、中条地区では、学童保育のニーズはまだまだ高止まりが感じられません。場合によっては分離に伴って、施設を建設することも可能性はゼロではないのかなというふうにも思っております。その際には同じ敷地内で電気をうまく分電できなくて、以前コミュニティなどの他の施設のブレーカーが落ちちゃうというようなことから、このような過去にあったことを教訓としてほかの施設と調整しながら、エアコンを稼働するって、そういうことがなくても快適な環境整備に努めてもらえることを切に願っております。

そこで、３つの質問をさせていただきます。

１つ目、学童保育におけるエアコンについて修繕もしくは更新は計画されているのか。また、その計画は各学童保育に伝達はされているのか。

２つ目、学童保育の照明器具をＬＥＤ化する計画はあるのでしょうか。

そして３番目、同一住所による分電で、他の施設に使用制限などの迷惑がかかることがないのか。また、新設の場合、同じ轍を踏まぬよう、余裕の持った設計で、今後分電を考慮していくのか。

健康福祉部長に答弁を求めます

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 学童保育のＬＥＤ化を計画しているのかとの御質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブにおけるエアコンについてですが、エアコンの個体差を初め、使用状況や手入れ等によりその状況は異なり、一概に設置年数だけでは更新時期を計りにくく、計画を立てることが難しくなっています。そのため、エアコンが動作している間は修繕により対応し、万が一修繕が不可能な場合には、素早く新しいものに交換させていただくこととしております。

次に、照明器具のLED化についてですが、子供たちの生活環境の改善はもとより、2027年末をもって蛍光灯の製造中止が決定しておりますので、LED化に向けた検討を進めてまいりたいと思います。

最後に、公共施設間における分電に関しては、条南コミュニティプラザと条南小学校区の放課後児童クラブとが分電の結果、動力契約の不足により、使用制限を行ったことがありますが、その後、動力契約で稼働する業務用エアコンに代わり、電灯契約で稼働するエアコンを設置する対応をとっております。今後、ニーズの増加による施設の増築や新施設の設置を計画する際には、省電力化や余裕をもった電気容量となるよう設計を行うことはもちろんのこと、施設単独で北陸電力と契約のできる整備が行えないかを、交渉を行うなど考慮してまいります。

○八十嶋孝司議長 東克彦議員。

○3番 東克彦議員 再質問はございません。

ぜひですね、単独で契約が取れたほうが、いろいろと支障も少なくなってくるとは思いますが、なかなか契約会社さんとの兼ね合いもありますので、ぜひよきに計らっていただければなというふうに思っております。今回の一般質問では、安全安心に暮らせるだけではなくて、明るく元気に過ごせるまちづくりをテーマに答弁を求めてみようと思っておりました。未来の大的里や川井姉姉が生まれ、また町民に元気をいただければと思っやみません。

以上で、私の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、3番 東克彦議員の一般質問を終わります。

この際、議案等説明員の交代も含め、暫時休憩といたしまして、午後2時5分から一般質問を再開いたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔休憩〕 午後1時55分

〔再開〕 午後2時05分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

9番 西村稔議員。

〔9番 西村稔議員 登壇〕

○9番 西村稔議員 9番、西村稔です。

今回は5問について質問いたします。

第1問目、高齢者対策に対して町の指針を示せというタイトルで質問いたします。

昨今の対策について、重要課題に高齢者対策が国会でも話題になっております。

そのほか、少子化や2万人以上の自殺、激甚災害、日本国安全保障、年収の壁等さまざまな案件があります。

そこで、町の高齢者対策にどのような取り組みの計画が必要になってくるかについて、長福祉課長にお尋ねいたします。

津幡町町内に88集落があり、そのうち49集落が50世帯以下の集落であります。

高齢化が進み、79歳の人でも若いと言われ区長に選ばれています。ここで、一句、サミュエル・ウルマン氏の名言を紹介いたします。青春、年を重ねただけでは人は老いない。理想を失う時、初めて人は老いる。希望を持つ限り、80歳であろうと人は青春にして止まることはない、という言葉があります。

また、ひとり暮らしの高齢世帯も年ごとに増加し、老朽化した家屋ばかりになっております。また、令和6年の能登半島地震の被害を受けた家屋も数多く見受けられます。

高齢者のため、修繕する助けもなく、意欲もなく、危険度が増しておるのが現実であります。また、土地や道路や河川も、地震や豪雨災害の傷跡も多く見受けられ、いつ修繕されるかわからない状態になっております。

今までの福祉課の指針では対応が不可能になっていき、対応するため職員をふやすことや予算をふやす対策には限界があります。抜本的な仕組みを構築することが必要であるかと思います。

国では人口5万人程度のコンパクトシティ、いわゆる時間の無駄を省き、便利なまちづくりに取り組んでいくものと思われます。このことも町にとって、今後、取り組んでいかなければなりません。

高齢者の方々は、住み慣れた地域に住み続けたい願望そのものです。環境を変えて移住するとストレスが溜まり、健康を害することが常であります。高齢化して過疎化集落になっていくことは、一種の災害にも等しいことであります。これらのことに対策するため、国、県の100%の助成金で集合住宅を建て、入居してもらう対策を立ててはいかかなものかと思われます。一種の過疎化高齢者集合住宅です。そうすることによってメリットが増強され、津幡町発信の日本初の取り組みとして全国に波及していくものと思われます。メリットについて言うなら語り尽くせないほどあります。冬季の除雪、交通の確保、医療介護、買物生活、見守り、行政サービス、住宅修繕の必要がなくなる、銀行郵便事業、挙げればきりがありません。

集合住宅を中心とした楽しみ施設もつくり、高齢者が安心して、安全で楽しく暮らせる集落づくりを提案いたします。大幅に福祉経費も節減でき、福祉サービスも充実するものと思われます。

増大する福祉予算を激減する施策をほかに検討していたらお聞かせください。

また、75歳から後期高齢者の健康保険証が変わることの周知で、対象者に対して説明会を開く計画があるかについても質問いたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 長福祉課長。

〔長陽子福祉課長 登壇〕

○長陽子福祉課長 西村議員の高齢者対策に対して町の指針を示せとの御質問にお答えいたします。

初めに、町の高齢者対策にどのような取り組みの計画が必要になってくるのかとの御質問についてですが、高齢化が進む中で、医療や介護の支援を必要とする高齢者の増加が見込まれ、介護サービス需要への対策と、人と人がつながり、支え合う体制づくりの推進が必要になると捉えています。このことから、津幡町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画では、介護サービスを提供する体制の確保や高齢者の地域での生活を支える体制づくりを目的に基本施策を定めており、目標達成に向けて取り組んでいるところです。

次に、増大する福祉予算を激減する施策についての御質問についてですが、高齢者の増加及び福祉政策の充実により、予算の増加が予想されます。このため、国、県からの財源措置を積極的に活用するとともに、事業効果を検証した予算となるようにしたいと思っております。

次に、75歳からの後期高齢の健康保険証が変わることの周知で、対象者に対して説明会を開く計画があるのかにつきましては、保険者である石川県後期高齢者医療広域連合では、説明会の開

催予定はなく、新聞広告や更新時にリーフレットを同封するなどして、制度の周知を図るとのことです。

町といたしましても、実施は予定しておりませんが、高齢者の皆様が不安を感じることはないよう、資格確認書の暫定運用の継続なども含めて、町広報等を通じて、安心して医療を受けられることを周知してまいります。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 再質問をいたします。

今ほど、課長の答弁を聞きまして、無難な回答と言うか、具体的な中身がよくわからないで、サービスをしているというような、そういう言い方なんで、もっとどうしていくか。また、年間48億円程度の福祉予算を使ってるわけですから、相当、たくさんのお金を使っている課の課長としてね、それをできるだけ少なくするためには、もっと私が提案したような、地区のお年寄りがそこで集団で生活できるような施設、昔は厚生年金会館とかそういったものを、国が日本全国、各県に一つずつつくったようなこともありますし、また老人ホーム建設に関しては、国が補助して運営をその任せるといったような方法もあるもので、もっとそのなんて言うか、津幡の福祉課の課長さんの独自の日本に発信できるような中身が具体的にあるのかなのか、もう一度お願いします。

○八十嶋孝司議長 長福祉課長。

〔長陽子福祉課長 登壇〕

○長陽子福祉課長 西村議員の再質問にお答えいたします。

津幡町第9期介護保険事業計画は、国の定めている指針に基づき、基本理念を高齢者が安心して暮らし続けられる町とし、9つの基本施策を掲げて取り組んでおります。

現在、福祉の施策としての住居等の生活の拠点を集約するといった計画はございません。

今後も高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、相談事業を含めました各事業の実施に努めてまいります。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 何か無難な回答なんですけれども、津幡独自で日本に発信できるような、そういうものに取り組んでいただけんもなかなか。日本の政府から言われたから、国が言ったから、県が言ったからそのとおりにやりますっていうんじゃなくして、津幡から全国に発信できるようなことを考えていただきたいのと、こういうふうに思って、このことに関してはこれで終わります。

2番目なんですけども、津幡町都市計画について、町長にお尋ねいたします。

第5次津幡町総合計画、平成28年3月、津幡町都市計画区域マスタープラン、平成30年5月等がありますが、思考を少し変えるように、町長に質問いたします。

大の里が横綱になりました。川井姉妹が金メダルを獲りました。津幡町長が全国町村会の会長代行の職務を務めました。また、石川県町村会長の会長も務められました。そのほか、津幡町で誕生した方々で世界や日本国で活躍されたり、現在も活躍している人や企業がたくさんいたり、あつたりします。

なぜ、津幡町で誕生した方が著名人になるのか考えることが重要であります。

津幡町には、火牛の計を考える能力があるように思います。大河ドラマは、木曾義仲にとらわ



れずに、源平の戦いのみならず、戦いから現在に至るこの事実を放映する取り組みについて、検討していくことが重要課題であると思います。また、大河ドラマ誘致委員会ではなく大河ドラマ放映または制作委員会に改称をする必要があるのではないかと思います。

矢田町長は、津幡全体が公園になるような町の中に公園をつくる必要性を実現させる人物でもあり、ほとんどの議員もその必要性に賛同しており、私も全体予算が重要なので予算案に関して賛成しております。

町政は、ハード面をもっと重視した取り組みが必要ではないかと思われます。

小松市は、鉄道の高架化をしました。金沢市は、環状道路を完成させました。以前の津幡町も河北潟干拓、津幡川改修、津幡バイパス等、また小矢部方面の8号線の延長など、ハード面の事業を行ってきました。

これからの課題として津幡バイパスから降りる道路を南中条から利屋町の間に設けること。高架橋を竹橋地区から運動公園に行くためにつくり、領家間に1本高架橋を設ける必要性を感じます。もちろん津幡駅から工業団地に通じる道路や河北潟を縦断して内灘に通じる道路をつくること、津幡町5万人都市に向けた対策かと思われます。

新設道路や高架橋をつくるハード面を、ぜひ矢田町長に取り組んでいただきたい。発展に関するソフトはおのずから民間企業が取り組むものと思われます。津幡町史に残る取り組みを、ぜひ矢田町長にお願いしたいと思います。

つけ加えますが、菩提寺の道路の早期完成を望んで、質問にかえさせていただきます。

町長さんの御答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 町都市計画についての御質問にお答えいたします。

本町では、平成28年3月に策定いたしました、第5次津幡町総合計画及び、平成16年3月に策定し、令和3年3月に改訂いたしました、津幡町都市計画マスタープランに基づき、将来を見据えたまちづくりを進めているところでございます。

近年、大相撲の横綱大の里関やレスリング金メダリストの旧姓川井姉妹など、本町出身の方々の国内外での御活躍により、津幡町の名前が広く知れ渡るようになりました。

町といたしましても大変誇らしく思うと同時に、そうした方々の生まれ育った背景や地域環境を本町の強みとして、今後のまちづくりの中で生かしていく視点は、大切なものと認識しております。

さて、議員からいただきました都市基盤整備に関する御提案につきましては、本町の将来的な発展に向けた一つの視点であり、道路網の整備は地域の利便性や安全性、産業振興に直結する要素と認識しております。しかしながら、新設道路や高架橋など大規模なインフラ整備には多大な財源や関係機関との協議が必要であり、事業化に向けては広域的な視点での検討が求められます。

現在、来年度よりスタートする、第6次津幡町総合計画の策定作業を行っておりますが、議員の御意見も参考としながら、将来の交通ネットワークのあり方について研究・検討を進め、まちづくりの将来像である、元気あり、住んでよし、誰もが輝くまち、つばたの実現に向けた都市計画事業を進めてまいりたいと考えております。

また、菩提寺地区の道路整備につきましても、早期完成に向けて、引き続き努力してまいりま

すので、あわせて御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 町長さん、大変ありがとうございます。

私が言ったことを取り入れていただけるということで感銘いたしました。また頑張ってください。よろしくお願いします。

続きまして、3問目に移らせていただきます。

3問目、ちょっと町長さんには、お疲れのところ申しわけないんですけど、また町長さんに質問いたします。

令和6年能登半島地震での被害の経過と現状について、町長さんにお尋ねいたします。

地震で住宅等、多大な被害を被りました。1年5カ月余り経過した現在、県、国ではこれを助成する措置として、小規模から大規模な被害で個人申請により町税務課に書類を提出しますが、その際、被害の写真を添えて申請し、その後、町の担当者がその旨の査定をして、判定を後日封筒で送付されてきます。

そこで質問いたします。

半壊、小規模、中規模、大規模、全壊の判定はどこでどの程度の被害状況で、どのように違うかを詳細にお伺いいたします。

写真並びに外周りを調査するのですが、正確に細かく段階に応じて判定することが極めて難しいものと思いますが、その辺の判定が本当に100%正確なのかをお伺いします。

また、現在解体並びに家屋の修理の復旧の完成進捗率は何%ぐらいでしょうか、お伺いします。

最後に、いまだ大工さんや建設業者の人手が回らない状況の中で、補助金の対象期限はいつまででしょうか。期限の延長をしないで、年内に打ち切るのですか。緑が丘の道路決壊のところでは、家を直したくても直せないのが実情で、年内にとっても工事にかかれるようには思いません。限度額は2段階しかないのですか。ここに詳細にお答えをお願いします。

道路や歩道、下水道の復興は、予算の関係もありますが、個別にどのような期間を見込んでいるかをお聞かせください。早急に対応しないと危険な箇所に、アザレアから庄交差点に向かう庄イ29番2付近の道路が、直径1メートル以上陥没していて延長10メートル以上に亀裂があります。私が見に行ったら一応、赤いバッチンなどをしてあるもので、一応調査はしているように思いますが、復旧はいつになりますか。及び、津幡町潟端方面から湖南大橋を渡り切った躯体にすき間があり、だんだんと開いてきておる段差もあり、危険な状態になっております。一応通行止めの表示がありますが、車が通っておりますので、早急に対応をお願いしたいです。町ではその事実を把握しているのかをお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 令和6年能登半島地震での被害の経過と現状についての御質問にお答えいたします。

まず、住宅被害の判定の正確性についてでございますが、被害の認定につきましては、内閣府が定める、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、全壊は損害割合が50%以上、大規模半壊は40%以上50%未満、中規模半壊は30%以上40%未満、半壊は20%以上30%未満という区

分で判定を行っております。

御質問にありました、写真並びに外周りの調査は、この運用指針における第1次調査に該当し、外観の目視による調査となります。その後、被災者からの申請があった場合には、より詳細な第2次調査を実施し、内部への立入調査を含め、調査項目ごとに定められた点数をもとに被害区分を再判定いたします。

このように、運用指針に基づき、適正な手続きにより調査・判定を実施しており、被害認定は適切に行われているものと認識をしているところでございます。

次に、損壊した家屋の公費解体及び自費解体については、現在、解体完了率は92%となっております。

また、住宅の応急修理につきましても、日常生活に必要不可欠な部分の修理につきまして、災害救助法の規定に基づき補助を実施しております。補助金の額は、半壊以上で70万6,000円以内、準半壊で34万3,000円以内となっております。令和7年12月31日までに完了する工事が対象であります。5月末現在までに116件の申請があり、そのうち107件が修理を完了しており、完了率は92%となっております。

次に、下水道の被害状況につきましては、復旧が必要な延長は約19キロメートル、復旧費用は概算で約59億円と見込んでおり、完全な復旧にはおおむね10年を要する見込みでございます。

また、庄イ29の2付近の道路陥没箇所につきましては、道路下の下水道管の被災状況が、アザレア前の下水道管閉塞に伴う汚水の滞留により、調査できない状況となっております。当該箇所についてはアザレア前の下水道管が復旧する見込みとなっている本年9月以降に調査を実施し、被災が確認されなかった場合は、速やかに路面の復旧を行いますが、被災が確認された場合には、令和8年度中に下水道を含めた復旧工事を行う予定でございます。それまでは、応急的な対応により安全確保に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

また次に、潟端方面から河北潟干拓地内に架かる湖南大橋につきましては、内灘側の橋台上部が傾斜し、路面に段差やすき間が生じております。道路利用者の安全確保が困難であると判断し、現在も終日通行止めの措置を継続しております。長期にわたる交通規制により、地域の皆様には大変な御不便をおかけしておりますが、現在は復旧工事の契約を締結済みであり、8月末の完成及び通行規制の解除を予定しておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 町長さん、丁寧にわかりやすく説明していただきましてありがとうございます。

時間もあと11分しかないもので、次、4番目に行きます。

横断歩道の設置の検討について。シグナス通りは、交通量が非常にありますが、歩行者は危険を顧みず我がもの顔で堂々と横断歩道のない所を渡っております。

シグナス通りには、横断歩道は3カ所しかありません。町のメイン通りで、買物等で大勢の方々がシグナスや大型店舗に集まって来ているのが、シグナス通りであります。

事故を未然に防ぐためにも、横断歩道をふやしてほしいと思いますが、交通安全委員会や警察署に現状を十分認識していただき、強くお願いしていただきたいと思います。町長の御意見をお伺いいたします。

無理も承知でも危険とわかっていれば、それを真剣に対処するのが、町長としての責務でない

かと思いますが、どう思われますか。

また、町長さんは、このような横断歩道のない所を渡っている現状を見たことがないのかをお伺いをいたします。

来年4月からは、自転車に対しても罰金、罰則が設けられます。このような状況も含め、ドライバー並びに事故のない安全なシグナス通りとなるよう、十分趣旨を御理解していただき、強く安全、安心なシグナス通りとしていただきたいのですが、御検討されるのかを答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 シグナス通りの横断歩道の新設についての御質問にお答えいたします。

御質問にありますとおり、シグナス通りは、町のメイン通りとなっており、沿道にはシグナスのほか商業施設や医療機関が多数立地しております。また周辺の北中条地区には多くの住宅があり、町の商業地域であるとともに、多くの住民の方の生活圏となっております。

シグナス通りにおける横断歩道につきましては、住民の安全確保と利便性向上のため、地元区である北中条区からも、文化会館前と中条小学校前の両交差点の中間地点の交差点に新たな横断歩道を設置するよう、かねて御要望をいただいております。本件につきましては、本町から津幡警察署に進達し、継続して要望を行っているところでございます。

しかしながら、警察署からの回答によりますと、当該箇所の状況を総合的に勘案して、横断歩道を設置することは難しいとのことでございます。

私は、道路を横断する方をいつもそんなに多くは見たことがありませんが、交通の安全を確保するためには、歩行者の利便性向上や信号などハード整備も重要であります。しかし、現時点では、交通ルールにのっとり、より近い横断歩道を御利用いただくなど、地域の皆様の御協力や交通安全への啓発も不可欠であると考えております。

引き続き、交通安全啓発活動を実施し、町民の皆様への周知に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 ありがとうございます。

前にも誰かが質問した時に、警察署の意向を聞いて、……そうや、小倉さんの質問ですね。なかなか難しい、厳しいっていう、そういうことなんですけど、警察、公安委員会が、何か事故が起きた場合に責任を取っていただけるんだったら、それでもいいんですけども、事故というのは取り返しがつかないものですから、もっと町として強く要望していただくよう切にお願いします。

続きまして、第5番目、質問に移ります。

歩道除雪について、都市建設課長にお尋ねいたします。

町からは歩道除雪機を関係集落に貸与していますが、実際にことしの2月4日から2月5日の積雪時に10センチメートル以上積雪があり、歩行困難な状況の中で確認したところ、真面目に歩道を除雪している集落もあれば、全く無関心で除雪をしない集落も見受けられました。

小中高生や買物客が車道をおそるおそる歩いている状況を確認しました。

歩道も道路の一部であります。歩行者の安全のためにも、町は貸与している集落に除雪するよう強く連絡できないのか。何のために集落に貸与してお願いしているのか。集落で歩道除雪をできないのなら業者をお願いしたらいかがなものでしょうか。

歩道があっても全く歩けないのでは、意味がないと思いますが、どのようにお願いしているのかお伺いいたします。

歩行者の安全のためにも、道路管理者としての責任はないのかをお伺いいたします。

○八十嶋孝司議長 松岡都市建設課長。

〔松岡隆司都市建設課長 登壇〕

○松岡隆司都市建設課長 歩道除雪についての質問にお答えいたします。

道路除雪につきましては、自助、共助、公助の観点から、町全体で取り組んでいくものと考えており、歩道除雪につきましては、地域の皆様に御協力をいただきながら実施しております。

ことしの2月は寒波の影響により町内でも多くの積雪があり、地域の皆様には雪の降る寒い中、子供たちや地域住民のために歩道の除雪に御尽力いただきました。

歩道除雪機の貸与につきましては、各地区などからの要望に基づき行っており、毎年12月上旬ごろに役場において歩道除雪機の操作説明会を開催し、その際に、除雪路線の確認や実施要領についての説明を行っております。

説明会では、皆様熱心に操作方法の説明を聞きとられまして、議員がおっしゃるような、歩道除雪に全く無関心というような集落というのはないというふうに思っております。

歩道除雪の実施要領としましては、除雪を行う基準の積雪量を20センチメートルとし、通学路など、路線の重要度に応じ対応していただいております。また、歩道であっても、歩道除雪機による除雪の対象となっていない路線もありますことを御理解願います。

実際の除雪作業については、各地区で積雪状況を把握していただき、自主的な判断により実施していただいております。

地域ごとに多くの路線の除雪を受け持っていていただき、作業に時間がかかる場合もございますが、今後とも、歩道の除雪につきましては、地域の皆様の御協力をいただきながら、安全かつ効率的に実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 西村稔議員。

○9番 西村稔議員 今年度もまた雪の降る時もあると思いますので、歩道除雪も入念にさせていただくよう、またよろしく願いして、9番、西村稔の一般質問を終了させていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、9番 西村稔議員の一般質問を終わります。

次に、7番 竹内竜也議員。

〔7番 竹内竜也議員 登壇〕

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

通告した順序に従い2項目について質問いたします。

まずは、持続可能な水道事業についてです。

これまで、平成30年9月会議においては水道事業の広域連携に伴う水道料金について、石川中央都市圏上下水道事業広域連携ビジョンに関連して、圏域内における水道料金が統一される可能性と、圏域内の内々価格差の是正などについてお聞きしています。

また、令和元年第2回6月会議においては水道事業の官民連携について、同じく広域連携ビジ

ョンに関連して、そこで示されている具体的な連携施策と、当町が予定する委託業務との関係、関連性などについてお聞きしました。

さらには、令和2年12月会議においては、上下水道事業の包括的民間委託について、計画が具体化しつつあった包括的民間委託に関して、その当時の状況についてお聞きするなどしてきました。

時に、本年は6月1日から7日までの一週間が水道週間とされ、まさにそのただ中にあります。第67回の水道週間ということになるわけですが、今回の水道週間では「透き通る 誇れる水に感謝する」がスローガンとされています。

人口減少や節水による料金収入の減少、専門の人材の不足、老朽化による施設の更新と耐震化の推進など、水道事業が抱える課題は多いわけですが、高品質の水道サービスの持続可能性を追求し続けなければなりません。

そこで、2点について質問いたします。

1点目です。経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等々と多様な広域化について、具体的かつ計画的な取り組みを進めていくため、都道府県では、水道広域化推進プランの策定が、国からの通知や事務連絡によって要請されており、石川県にあっては令和5年3月に、石川県水道広域化推進プランを策定済みとなっています。

そして、市町村等に対しては、このプランを踏まえ、広域化に係る検討・アセットマネジメントに取り組むとともに、都道府県が行う検討等への協力が要請されているところです。

計画期間を令和3年度から12年度に設定している津幡町水道事業経営戦略では、大項目の4番目にあたる、投資・財政計画(収支計画)、その中の小項目の3番目、投資・財政計画(収支計画)に、未反映の取り組みや今後検討予定の取り組みの概要の部分で、投資について検討状況等、広域化の欄では、石川中央都市圏において上下水道事業における広域連携協議会を設置し、連携施策の推進に取り組んでいますとしており、第2次石川中央都市圏上下水道事業広域連携基本計画に基づき、これまで経営努力を重ねてこられたものと理解しています。

現在、新たな水循環施策の方向性として、上下水道を一体とした広域化やウォーターPPPなどの官民連携が推奨されているようですが、これらのことに対するお考えと、その検討状況はいかがでしょうか。

続いて2点目です。EY Japanと一般社団法人水の安全保障戦略機構では、昨年4月24日づけで3年ぶり4回目となる共同研究の結果について報告する、人口減少時代の水道料金はどうか2024年版を発表しています。

この共同研究では、現行の水道サービスを維持していくこととした場合に、約20年先ということになりますが、2046年までに想定される水道料金の改定率について、最新の公表統計データに基づいた事業体別の分析を行っています。

この報告書を読むと、2046年度までに水道料金の値上げが必要と推計される事業体数は、分析対象である1,243の水道事業体の96%に当たる1,199事業体が該当するとされており、前回調査から2%ほど増加していることがわかります。

水道料金の値上げ率について見てみると、全体平均で43%と推計されると分析しており、さらには、給水人口が5万人未満の小規模事業体、こちらは水道事業体の3分の2を占めているようですが、その約6割の事業体では30%以上の料金値上げと推計されるようです。

また、50%以上の高率での料金値上げが必要な事業体は、事業体の規模が小さくなるほど増加しており、前回調査と同様に、小規模事業体ほど料金の値上げ率が高い傾向にある旨の指摘がなされています。

この報告書とあわせて、人口減少時代の水道料金全国推計結果(2024年版)が公表されていますので、こちらを参照したいと思います。こちらの概要としては、各事業体の収益、費用、資本的収支等について、水道統計等の公表データを用い、一定の仮定等を設定した上で、2046年、令和でいうところの28年時点において、各事業体で想定される水道料金の推計、具体的には、赤字に転落するため料金改定が必要となる料金改定年度、そして、赤字経営とならないために必要な料金値上げ率を推計したものということになります。

ここから津幡町について参照すると、料金改定年度とされるのが2033年度、料金改定率はプラス23%、将来予測値については20立米の使用時に3,459円となる旨の推計結果が示されています。

津幡町水道事業経営戦略では、大項目の4番目に当たる投資・財政計画(収支計画)、その中の小項目の3番目、投資・財政計画(収支計画)に未反映の取り組みや今後検討予定の取り組みの概要の中で、財源について検討状況等、料金の欄では、計画期間内において料金改定の予定はありませんと記述しています。

それでは、安全な水が供給され持続可能な水道事業を運営していく上での課題と、将来における料金改定の可能性、見込みについてはいかがでしょうか。

以上、産業建設部長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 本多産業建設部長。

〔本多延吉産業建設部長 登壇〕

○本多延吉産業建設部長 竹内議員の持続可能な水道事業についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、人口減少や節水による給水量の減少により、上下水道料金収入の減少、技術職員の確保難、老朽施設の更新など、上下水道事業を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しております。

本町においては、能登半島地震の影響により、復旧のための技術職員が不足し、全国から職員を派遣していただき対応していましたが、災害復旧は一朝一夕では終わらず、今後継続的に職員を割かれることもあり、事務・技術職員における人員の確保及び若手職員への技術継承に課題があると認識しております。

1つ目の御質問の上下水道を一体とした広域化や官民連携についてですが、石川県中央都市圏上下水道事業広域連携協議会において技術連携、事務手続きの広域化を進めているところです。現在、令和3年度から給水装置及び排水設備工事事業者の登録制度を金沢市において一元化を図りました。これにより事業者の登録事務を金沢市が受託することとなり、事務の職員の省力化が図られています。

また、昨年度からは上下水道の宅内設備工事の統一化も協議を進めており、各市町の事務手続きのさらなる広域化、省力化に向け、協議を重ねているところであります。

また、国が推奨する施設更新計画を加味したウォーターPPPについては、下水道においては令和9年度以降に污水管渠改築に係る国費支援にウォーターPPP導入が要件化されることから、まずは下水道から導入の可能性について、現在、調査検討を進めており、上水道については下水道の導入めどが立ち次第、可能性の調査検討を考えているところです。

次に、2つ目の御質問の水道事業を運営していく上での課題につきましては、専門の知識・技術を持つ人材の不足、施設の老朽化と災害対策、人口の減少等による経営状況の悪化などが挙げられます。

津幡町水道事業令和6年度決算見込みでは、事業本来の経済活動の健全性を示す、営業収支比率が100%を超え健全な数値である一方、施設の老朽化を示す、有形固定資産減価償却率は、全国平均46%、県内平均54%と比較すると60%と高く、老朽化した施設の更新が最も大きな課題だと考えています。

将来における料金改定の可能性及び見込みにつきましては、津幡町水道事業経営戦略が、令和3年度の策定から5年経過するに当たり、今年度、中間見直しを策定する予定としております。この見直しにおいて、必要に応じて水道料金改定の検討を行っていく必要があると考えております。

これらの取り組みを通じて、町民の安全で安定した水道サービスを継続的に提供していけるよう、引き続き持続可能な事業運営に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 広域連携、それからウォーターPPPなどに対する考え、それから検討状況、将来における料金改定の可能性見込みについてお聞きをいたしました。ちなみに、今年の6月会議では、下水道関係のウォーターPPPについての意見書が採択されています。公営企業とか公営事業に係る料金については、原則として総括原価方式を使って決定するという事なんですけれども、翻ってそうした原則が通るのであれば苦労はないわけですが、料金の改定については、中間の見直しをしなければならないということも、中間の見直しということは、あまり町民からするといい感じではないのかなとは思うんですけれども、引き続き、経営努力、経営改革にお取り組みいただけるものと御期待申し上げたいんですけれども、水道料金は、暮らしに直結せざるを得ないものですので、住民の御理解、これを第一にと申し上げ、次の質問に移ります。

続いて、2項目め。ひとり暮らし高齢者等の増加などについてです。

内閣府が公表している令和6年版高齢社会白書では、65歳以上のひとり暮らしの者は男女ともに増加傾向にあり、昭和55年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は男性4.3%、女性11.2%であったものが、令和2年には男性15.0%、女性22.1%となり、令和32年には男性26.1%、女性29.3%になると見込まれるとしており、こうしたことから、単身で暮らす御高齢の方に対するサポートの重要性が、必然的により高まっていくことがイメージできていなければなりません。

そこで、3点について質問いたします。

1点目です。津幡町第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画では、高齢者をとりまく現状と課題の一つとしてひとり暮らし高齢者等の増加について言及しています。

具体的には、65歳以上の高齢者のいる世帯が年を追うごとに増加しており、そのうち令和5年4月1日の時点における高齢単身世帯の数については、高齢男性の単身世帯が551世帯、高齢女性の単身世帯は1,442世帯、合わせて1,993世帯となっている旨が示されており、このことは、平成30年4月1日の時点においては1,630世帯であったものが、その後の5年間で363世帯増加していることをあらわしていることになります。

今後も65歳以上の御高齢の方がいらっしゃる世帯が増加し、そのうち高齢単身世帯についても



女性男性を問わずふえていくものと思われますが、高齢単身世帯が増加することによってどのような問題やニーズが発生し、それらの解決に向けどのような課題に取り組みサポートしていく必要があるとお考えでしょうか。

2点目です。人生の終えんと向き合い、穏やかに生活していくための活動や事前に準備しておくことを終活と称し、平成24年には新語・流行語大賞においてトップ10入りするなど、現在では広く一般に周知されていると言えます。

いわゆる終活では、身の回りの整理や遺産の確認と遺言書の作成、医療・介護についての希望、エンディングノートの作成などが一般的に行われるようですが、大切なことは本人の意思が尊重され、その人らしい人生の終えんを穏やかに迎えることにつながるということです。

最近では、こうした終活を支援する基礎自治体もあるようですが、自治体が終活を支援することについてどのようにお考えでしょうか。

最後、3点目です。令和6年度には、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業が開始されており、全国で9つの基礎自治体によって実施されています。

このモデル事業には2つの実施メニューがあり、1つは、身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備する包括的な相談・調整窓口の整備、もう1つは、十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援のはざまに落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援をあわせて提供する取り組みを実施する総合的なパッケージ支援とされ、こうしたモデル事業が実施され実績が積み上げられることによって、自治体による終活支援の課題も明らかになっていくものと思われます。

このモデル事業に対し、どのような認識をお持ちでしょうか。

以上、健康福祉部長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 山嶋健康福祉部長。

〔山嶋克幸健康福祉部長 登壇〕

○山嶋克幸健康福祉部長 一人暮らし高齢者等へのサポートについてとの御質問にお答えいたします。

1つ目の御質問、高齢単身世帯が増加することによる課題等についてですが、高齢単身世帯が増加することにより、医療、介護、生活困窮、権利擁護等、日常の生活を送る上で、さまざまな問題やニーズの発生が考えられます。

そして、特に家族や周囲との関係が薄い人や本人の認知機能が低い人の身元引受人や身元保証人の確保が課題となっています。

現在、本町では、町地域包括支援センターが、高齢者介護、障害福祉、生活困窮者支援など、分野を問わない全ての年代を対象とした総合相談窓口となり、対応しております。また、令和2年度には、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、権利擁護の相談支援体制の強化を図っております。

今後も専門職や関係機関等のネットワーク強化とともに、地域の多様な人材や資源を活用し、包括的支援体制を維持していきます。

2つ目の御質問、自治体が終活を支援することについてどのように考えているのかについてですが、本町では、地域包括ケア推進協議会医療介護連携部会において、町内で働く医療や介護の専門職が集まり、津幡町で、安心して、生きて、最期を迎えるためにをテーマに情報を共有することで、連携体制の構築につなげています。啓発活動として、平成28年度から毎年、医療介護フォーラムを開催しています。御質問にあります終活につきましては、令和元年度から、人生会議をテーマに掲げ、エンディングノートやみとりなどについて、普及啓発を行っています。今後も、町民の皆様が、医療や介護、暮らし方を自分自身で選択し、意思表示できるよう、支援体制の強化を図っていきます。

3つ目の御質問、身寄りのない高齢者等に対応するためのモデル事業に対し、どのような認識を持っているのかについてですが、町地域包括支援センターにおける総合相談業務の中で、支援が難しい課題については、ケア会議や地区くらし安心ネットワーク委員会、権利擁護ネットワークなどを通じて、課題解決に向けた取り組みを一緒に考え、解決に向けて取り組んでいます。御質問のモデル事業の内容につきましては、既に本町において取り組んでいる支援体制と同様のものと考えております。

引き続き、ひとり暮らし高齢者等への支援の充実に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 高齢単身世帯の増加による課題とか必要なサポート、基礎自治体による終活支援に対する御所見等について、縷述いただきました。

終活支援については支援体制をさらに強化、終活支援の強化を図っていききたいということでした。これ2点目で取り上げさせていただいたんですけれども、基礎自治体による終活支援につきましては、御承知のとおり、令和6年版の高齢社会白書でも取り上げられているところの横須賀市の取り組み。これは、わたしの終活登録、これが嚆矢と、先がけと言えるものと思われそうですが、同様の事業を実施する基礎自治体もあらわれ始めています。要は、ニーズがあるからということになりますが、御参考にしていただければいいのかなと思います。御高齢の方の単身世帯、これはいろいろなパターンがあるかと思うんですけれども、御答弁の中でも地域包括支援センターが登場しましたが、課題などについて縷述していただきましたので、新健康福祉部長として、これまでも増して張り切っていらっしゃるかと思いますので、こういった分野に対しても、今後ますます積極的な取り組みを期待申し上げ、以上、7番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、7番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、6番 小町実議員。

〔6番 小町実議員 登壇〕

○6番 小町実議員 議席番号6番、小町実です。

本日は、のるーと津幡、今後の展開はということで、今回はバス停や今後の展開などについて質問させていただきます。

行きたいときに、行きたいところへのキャチフレーズで、令和5年12月4日から運行を開始したA I オンデマンドバスののるーと津幡ですが、令和6年10月28日からは運行エリアを拡大し、通常は3台の車両が運行し、また、車椅子に乗ったまま移動でき、2人乗車できる車椅子仕様の車1台も稼働されております。また、現金だけではなく電子決済など時代に応じた払い方にも対応

されていてすばらしい評価を得ているようです。

現在、のるーと津幡のバス停設置場所は、上下線合わせまして300カ所近く、町内に設置されているようです。利便性を考えると仕方ないですが、交通量の多い交差点、具体的に言いますと、白鳥神社交差点近くなどに関しましては、交差点も近いので、少し危ないのではないかなという事も思っております。また、踏切りのそばなど気になる箇所も幾つかございます。そして、交通弱者の利用する機会が多い地域のコミュニティ施設や地域の集会所などにもバス停があればなということで、今回増設、また危険なバス停の設置場所の変更はできないかなと思っております。

今後、増車や代替を検討する場合には、今ほど大きくなくてもいいのではないかなと思ひまして、タクシー仕様のような、ミニバンタイプのハイブリット車の導入の検討はありますかということで、車両購入費用、また燃料費、維持管理、運転のしやすさなどを考えると非常にメリットが多いのではないかと考えております。

現在、町内ではスタート時の第1エリア、そして萩坂・相窪地区の第2エリアにてのるーと津幡が運行されておりますが、運行されていない地域の方になれば、いつになったら自分たちの地域にのるーと津幡がやって来るのですかと、最近をよく聞かれます。河北中央病院はもとより、金沢医科大学病院へ受診される方への送迎バスへの乗り継ぎ乗車や日常必需品の買い物などに交通弱者の高齢者は大変困っていると聞きます。

定時定路線の町営バスでは、朝一番に出掛けて、用事を済ませて帰って来ると一日が終わってしまうそうです。のるーと津幡の運行エリア外の地区では、比較的に高齢者が多く、生活の上で仕方なく軽自動車を運転している方もおみえです。一日も早く運転免許証を返してほしいというのは、家族の切実な思いであります。町内の隅々まで行く高齢者に対する施策が重要と考えております。

最後に、現在運行中の町営バス既定路線の九折線、池ヶ原線、河合谷線ののるーと津幡への、次期運行計画をお聞きます。

生活環境課、由雄課長、よろしくお願いします。

○八十嶋孝司議長 由雄宏一生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 小町議員の、のるーと津幡の今後の展開はの御質問についてお答えいたします。

令和5年12月4日から運行を開始しました、のるーと津幡ですが、御質問にありますとおり、令和6年10月28日からは運行エリアも拡大し、1日平均乗車数は、のるーと津幡運行開始時は約32人と比べると、先月末では、4倍以上の約136人にふえており、多くの町民の皆様にご利用いただいている状況です。運行開始から1年半が経過して、「のるーと」という呼び名も定着し、認知度もかなり高くなっていると感じております。

さて、のるーと津幡のバス停についての御質問ですが、バス停は現在231カ所あり、そのうち、従来の町営路線バスとの共用が112カ所、福祉バスとの共用が26カ所で、のるーと津幡として新たに設置したものが93カ所あります。

バス停につきましては、町営路線バスのバス停を基本に、隣接バス停との距離や、施設の利用状況等から利用増が見込まれるなど、全体的な観点から設置を決めております。

エリア拡大やバス停増設につきましては、財源や利用状況など総合的に勘案しながら、内容や

時期を検討してまいります。また、バス停の設置箇所につきましても、危険性を確認し、道路管理者や警察等と協議した上で、移設の検討をしたいと考えています。

次に、車両導入時にタクシーの様なミニバンタイプのハイブリッド車の導入をとの御質問ですが、現在運行している車両は、なるべく多くの人が利用できるようにと、車椅子仕様車を除き、8人乗りとなっておりますが、より小型、より低燃費の車両も検討してまいります。

最後に、次期運行拡大計画はとの御質問ですが、運行区域拡大により、利用者の利便性は向上いたしますが、多額の導入費用と人件費などの維持管理費が必要になってまいります。

そのため、国の支援など財源を別途検討する必要があるかとございます。

エリア拡大に際しましては、国の補助金等有利な財源を検討しながら、将来的な町営バス事業の継続的な運営を見据え、現行町営路線バスの利用状況や運転手不足、のるーと津幡導入後の路線バスの廃止、運行経費の高騰などさまざまな観点から、総合的に判断して、時期や区域を検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町実議員。

○6番 小町実議員 ありがとうございます。

ちょっと少し再質問ということでお願いいたします。

皆さん本当に興味深いところで、町なかの人はあまりに本当にのるーとが走っていらっしゃるってということで、あまり意識はないかなとは思うんですけども、特にちょっとひとつ里を越えていかれると、1日のバスの本数も少ないですし、皆さん本当に待っているのかなと思うんですけど、もう少し何か具体的に、例えばある地区に関しまして、次はここやとか、もう少し何か具体的なものをいただけないかなとは思うんですけども、有利な財源ということも確かに間違いないでしょうけども、もう少し何かいただけたらと思います。よろしくをお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 小町議員の再質問にお答えいたします。

なかなか具体的な時期を明言するのは難しいところですが、今年度ある計画を策定する予定にしておりますので、その中で、そういう拡大時期、それから時期のその区域のことを検討しておりますので、御理解いただければと思います。

○八十嶋孝司議長 小町実議員。

○6番 小町実議員 ありがとうございます。

また早急の一つ、次の路線をまた決めていただきたい。そして、町内のところにいろんな集会所ですとか、地域のコミュニティ施設、もうちょっと近くにあってもいいのかなという、自分の地区もそうなんですけども、またそういうところの御検討のほうも一つよろしくをお願いいたします。

続きまして、2問目の質問に行きたいと思えます。

話題の多い元気な町の定住促進策はということで質問いたします。

大相撲の第75代横綱昇進が決まった、大の里関の話題で盛り上がっている元気な町、津幡に移住を希望されている方がたくさんいらっしゃいます。

2024年の元旦に発生した能登半島地震から1年と5カ月が経過しております。その後も津幡町周辺に多くの高齢者が二次避難されているようです。慣れない環境の中で生活が続いたことで、

受け入れ先の市町においても新たな支援が必要になってきたと思います。

津幡町においても子供たちや親戚を訪ねて多くの避難者が、今でも二次避難をされています。

また、新しい生活拠点を津幡町に変えた方も数多くいらっしゃいます。また現在、住民票は能登の町にありますが、今後どうしようか検討されている方もよく聞かれます。

一つの区切りとなる2年間に近づいております。町として災害関連で転入者や、現在住民票は能登にあるが、津幡町に移住している方などの避難者の人数などは、少しは把握されていますか。被災者が住み慣れた土地に戻るよう、倒壊家屋の解体、撤去、全額公費の実施がされているようですが、実際問題といたしましては、次の生活拠点をどこにするか、すごく悩んでいらっしゃるようです。住み慣れた故郷に戻る方もいれば、第二の故郷として津幡町に生活拠点を探しておいでの方も数多くいらっしゃると聞きます。

津幡町では、空き家の有効利用と定住促進を目的に、貸したい・売りたいなど考える空き家の所有者に物件を登録し、ホームページを介して利用希望者へ情報を提供しておりますが、空き家バンクの登録件数は低迷していると思っております。なかなか自分の家や親族の家を他人に売ったり、貸したりすることは難しいと思う方が多いのかなと思っております。

地域のコミュニティの強化は非常に重要です。新たに移住した人が地域に溶け込むために、交流イベントやサポートネットワークなどの構築、そして住宅支援など、被災者向けの安価な住宅情報の提供、または中古住宅のリフォーム支援など、就業機会や創業に向けた就業支援事業の展開はもとより、被災者が安心して定住できる環境が整い、地域全体の活性化ともつながっていることが期待されております。

津幡町の具体的な支援策や進捗について、インターネットなどでの情報発信もですが、高齢者にはアナログ的な発信が期待されているのではないのでしょうか。

町として能登からの転入希望者に対しての新たな定住支援策や地域コミュニティのかかわりなど、具体的な支援の取り組みや、町としての施策をお聞かせください。

矢田町長、よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 話題の多い元気な街の定住促進策はとの御質問にお答えいたします。

令和6年元日に発生しました能登半島地震から、1年5カ月が経過いたしました。被災された皆様には、改めて心からお見舞いを申し上げる次第でございます。本町にも、震災以降、能登地域から多くの方が親類や知人を頼って避難され、そのまま町内での生活を続けておられる方もいらっしゃるようでございます。

私といたしましては、被災された方が住みなれたふるさとに戻り、元の地域のつながりの中で再び生活を築かれることが最も望ましいと考えております。そのため、国や県が進める被災地の住宅再建、生活インフラの復旧、医療・福祉サービスの回復といった施策が円滑に進むことを願っているところでございます。

一方で、被災地の復興には時間がかかり、一部の方にとっては、生活の再出発を本町で考えることも現実的な選択肢の一つとなっていることも承知しております。

本町に避難されている方の人数につきましては、みなし仮設住宅として賃貸住宅に避難している世帯や人数は町社会福祉協議会を通じて把握しておりますが、これ以外の方につきましては避

難の届出が義務ではないことから把握できておりません。

生活の拠点となる、住まいにつきまして、本町では、空き家バンク制度により、売却・賃貸を希望する物件の情報を提供しております。能登半島地震後は、特に賃貸物件の問い合わせが増加しておりますが、議員御指摘のとおり、登録件数は多くはなく、御要望に十分お応えできない状況でございます。広報紙への掲載のほか、毎年、区長会総会で制度のお知らせと、空き家所有者への登録呼びかけをお願いしておりますけれども、年度当たりの登録は3件程度にとどまっており、登録促進が課題と認識しております。

今後は、制度周知を強化するとともに、成約事例などを紹介することにより、空き家所有者の貸してもよい、売ってもよいという前向きな気持ちを後押しできればと考えております。また、中古住宅のリフォーム支援といたしましては、既存の制度である住宅取得等奨励金や三世代ファミリー同居等促進事業補助金を活用いただける場合がございます。

就業支援につきましては、ハローワーク津幡やシルバー人材センターなど関係機関と連携し、働く意欲のある被災者の多様な就労ニーズに対応し、安心して新たな仕事に就けるよう支援してまいりたいと考えております。

また、地域コミュニティとのかかわりにつきましては、新たに町内で生活を始められた方が孤立することのないよう、町の保健師を初め、町社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員と連携し、訪問や生活相談を通じた見守りを行っております。今後も地域主催のイベントや交流活動など、移住された方が地域に自然と溶け込めるような機会があれば、情報提供したいと考えております。

被災者の方への具体的な支援策や支援の進捗につきまして、本町では、ホームページやSNS等による情報発信を行っております。発災直後から応急対応期など情報伝達の速度が求められる段階では、同時一斉に送信できるデジタルの力が最大限発揮されますので、今後もSNSの利用促進を図っていきたいと考えております。あわせてデジタル格差解消のため、今年度より民間活力を活用し、スマホ教室の開催を始めました。一方で、高齢者などインターネットの利用が難しい方への情報提供につきましても配慮が必要であり、引き続き広報紙のほか、各地区の掲示板や回覧板など、アナログ的な手法も含めた多様な発信方法に努めてまいります。

被災された方々の生活再建が少しでも前に進むよう、本町といたしましてもできる支援を一歩ずつ丁寧に行ってまいりますので、引き続き、御理解と御協力をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町実議員。

○6番 小町実議員 とても丁寧な返答ありがとうございます。

最近、よそに行かれても、津幡の話題で、いいところに住んでおいでますねとか、私も住みたいねとかそういう話をすごく大変聞きます。今回を機に、またたくさんの方が津幡に住んでくださいますように願っております。そしてあと住民票のない方が一番、ちょっと心配かなとは思いますが、そういう高齢の方、また声をかけられるような、地域でまた応援してあげたいなと思っております。

これで、6番、小町実の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○八十嶋孝司議長 以上で、6番 小町実議員の一般質問を終わります。

次に、1番 池野翔吾議員。

〔1番 池野翔吾議員 登壇〕

○1番 池野翔吾議員 1番、池野翔吾です。

本日も、通告に従いまして2問の質問について取り扱いさせていただきます。

まず、ふるさと納税を活用しTNR補助の拡充をということで質問をさせていただきます。

本文に入る前にですね、専門的かつ動物の生死について関わる内容でございますので、文言、表現について一言お断りを申し上げておきたいことがございますが、議長よろしいでしょうか。

○八十嶋孝司議長 差し支えなければ、どうぞ。

○1番 池野翔吾議員 私はですね、学生時代、海獣を専門に勉強しておりまして、あの海獣というのはゴジラではなくて、クジラですとか海洋哺乳類のことなんですけれども、そのカリキュラムの一環においてですね、愛玩動物飼養管理士の資格取得を目的とした、犬や猫、小動物等、愛玩動物に関する勉強をしておりました。ですから、この今回の質問の言い回し等がですね、学術的、つまり愛玩動物に対して特別な思いを持っている方々からすると、生と死の表現に少々冷たい感覚を持っているように聞こえるかもしれませんが、議会での一般質問の場であるということ、また私自身、10年前にですね、保健所に交通事故で重症を負って収容されていた、殺処分寸前の犬を引き取って、現在まで飼養しているということもありますので、鑑みて、御理解をいただければ幸いです。

さて、本文に入ってまいります。

近年、本町では飼い主のいない猫、いわゆる野良猫の増加、集団化による諸問題が各地で聞かれるようになりました。

2022年の一般質問において、酒井義光議員が提案し、創設された、津幡町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援補助金を活用し、各区の有志や登録団体つばた猫の会らが、捕獲、避妊・去勢行い元居た場所へ放す、もしくは譲渡するなど、いわゆるTNR活動による地域猫化や譲渡活動を行い、成果を上げているようでございます。

また、先年の議会では、道下政博議員が地域猫の周知を行うよう要望する一般質問を行い、町の広報やホームページで地域猫に対する理解を求める情報が発信され、町民の間でも野良猫に対する問題意識や、地域猫に対する理解が進んでいることかと思えます。

ここで少し、本町における猫の不妊・去勢手術支援補助金を活用した成果を御紹介させていただきます。ある区では2023年ごろより神社に30匹程度の野良猫がたむろするようになり、この状況を問題視した地元有志、区が補助金を活用したTNR活動を開始、1年半で25匹程度の不妊、去勢を行い、2025年現在では、確認できる猫の数は10匹以下に減ったそうです。野良猫の雄の場合、餌場を中心とした行動範囲は500メートルからときには1キロメートル四方に及ぶこともございますが、去勢を行うと、行動範囲は半分以下になります。つまり、見かけなくなったということは生息場所を移動したというよりは、自然淘汰により減少したと考えられます。今後も出産による増加は限定的なため、継続的な自然淘汰により減少していくものと思われれます。

また、つばた猫の会は、依頼のあった町内各地の野良猫を捕獲、不妊、去勢を行い、譲渡会で新しい飼い主を見つける活動を行っており実績を上げております。

猫はとても繁殖力が強く年に3～4回出産が可能であり、一度に4匹前後の子猫を生むため、理論的には2匹の雌雄の野良猫が1年後には10匹以上にふえてしまいます。野外での子猫の生存率から言えば同腹の子猫の1、2匹、出生数の3分の1程度が生き残ればよいほうではございますが、猫は約1年で発情期を迎え妊娠が可能になることや、発情した猫は近隣地区からの野良猫

や放し飼いの猫を次々に誘引してしまうため、実際には、短期間でもっと深刻なふえ方をしてしまう事が知られております、先に紹介した神社の事例が放置されていた場合、数年たてば100匹以上にふえていた可能性もあります。猫がネズミ算式にふえてしまうとは、何とも皮肉なことでございます。

野良猫に不妊去勢を行うことは、野良猫の爆発的な増加を阻止し、不幸な命をふやさないことは元より、町内の公衆衛生の改善、安全安心のまちづくりに大きく貢献していることから、TNR活動への補助金の支給は、大変高い効果を上げている政策と評価をしております。TNR活動に取り組まれている関係者の皆様、そして補助金を支給することを決めた町に、この場をお借りして感謝を申し上げます。

また、今回調査する中で、関係者より、酒井義光議員がTNR活動に対し、方々で御尽力をされているとお伺いいたしました。この場をお借りいたしまして敬意を表するところでございます。

さて、その補助事業の内容ですが、町内に生息する飼い主のいない猫で、生息する地区の区長等が認めた猫という条件を設け、不妊手術、去勢手術に対し雌1匹につき6,000円、雄1匹につき4,000円が補助されております。獣医師による手術代金の相場は通常、雌の不妊手術で2万円から、雄の去勢手術で1万5,000円前後となっており、野良猫のTNR活動を支援する病院では少々安価にできる場合もあるそうですので、3分の1程度から半分弱の補助となっていると考えられます。野良猫問題が顕著化するのにはふえてしまってからになりますので、先の事例のようにTNRに取り掛かると最初は数十匹への対応が必要になるため、差額を負担する区や登録団体に大きく費用負担がかかってまいります。また、一時的に高額な立てかえ金が発生することも課題です。

本来は、公衆衛生の問題でもございますので、県や町に費用の全額補助を強く希望するところではございますが、地域猫による被害に遭われる方もいらっしゃいますし、また、猫に対してさまざまな立場の方がいらっしゃるということで、町民への理解を進めながらではないと難しいことは重々承知をしております。

そこで、次の内容を御提案させていただきます。ふるさと納税において返礼品を伴わない募金型のTNRや保護団体に対する支援のふるさと納税メニューを用意し、一定期間集計したのち、集まった額を翌年度の補助額に上乘せするというのはいかがでしょうか。県外自治体では、猫のTNR活動や保護団体に対する補助金を確保する名目でのふるさと納税メニューも散見され、活動に共感する人々が全国からふるさと納税を行っているようです。本町でも取り組んではいかがでしょうか。ふるさと納税担当課である商工観光課長にお伺いをいたします。

○八十嶋孝司議長 奥村商工観光課長。

〔奥村利勝商工観光課長 登壇〕

○奥村利勝商工観光課長 池野議員のふるさと納税を活用しTNR補助の拡充をとの御質問についてお答えいたします。

御指摘のとおり、近年、ふるさと納税の寄附メニューとして、猫のTNR活動や保護猫団体を支援する取り組みを掲げる自治体が全国的に増加しており、動物愛護の観点から多くの共感を集め、寄附が集まっている事例もあると承知しております。

本町といたしましても、こうした取り組みは地域における動物との共生や生活環境の保全、さらには住民福祉の向上にも資するものと認識しており、重要な視点と捉えております。



御提案いただきました、返礼品を伴わない募金型のふるさと納税メニューを設け、一定期間に集めた寄附額を翌年度のTNR活動への補助に上乗せするという仕組みにつきましても、地域ニーズや制度運用の観点から十分に意義のある方法であり、今後の制度設計の参考となる御提案であると受け止めております。

現在、クラウドファンディング型や募金型のふるさと納税メニューを設けている正確な自治体数は確認できておりませんが、一部の自治体で実施しております。

募金型ふるさと納税を活用した取り組みではございませんが、公益財団法人どうぶつ基金と連携してTNR活動、さくらねこ無料不妊手術事業に取り組んでいる自治体は、令和7年5月時点で、全国で543団体に上ります。NPO等の登録団体が69団体、協力病院が209病院ございます。

また、令和7年4月には石川県において、いしかわ動物愛護基金が創設され、動物の保護や譲渡推進など、県内における動物愛護活動を支援するための新たな取り組みが整備されました。この基金は、ふるさと納税も活用しており、動物愛護に関心を持つ県内外の方々からの寄附を募る仕組みとなっております。

基金の運用拠点となる、いしかわ動物愛護センターしっぽのかぞくでは、動物の保護・譲渡活動や普及啓発に向けた情報発信などが行われており、石川県と市町、動物愛護推進員、獣医師会、各種ボランティア団体等が連携して取り組んでおります。

本町におきましても、今後、県内市町の事例やいしかわ動物愛護基金の活用状況等を注視しながら、TNR活動や保護団体支援に対する町としての支援のあり方について、関係機関や地域の皆様とも意見交換を重ね、調査・研究を進めてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

**○1番 池野翔吾議員** 失礼いたしました。続けて質問しなければならないところを読み飛ばしておりました。

先ほどの質問に関連いたしまして、現在、区の有志や登録団体が不妊・去勢手術を行う際、町外、羽咋市や金沢市などのTNR活動に協力をしている比較的処置料の安い動物病院まで対象猫を搬送している状況がございます。

野良猫の受け入れには、動物病院にとっても大変大きなリスクがあり、来院する飼育猫への影響を鑑み、TNR目的の処置の受け入れ自体を行っていない病院もございます。

そこで、県森林公園に開設された、動物愛護センターしっぽのかぞくにおいて、現在の補助の範囲内で去勢、避妊手術を行ってもらえるよう、県へ町として要望できないか、生活環境課長にお伺いをいたします。

**○八十嶋孝司議長** 由雄宏一生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

**○由雄宏一生活環境課長** 私からは、県森林公園に開設された、いしかわ動物愛護センターしっぽのかぞくで、町の補助の範囲内で、去勢、避妊手術を行えるよう県へ要望できないかの御質問にお答えいたします。

同センターは、人と動物の共生する社会の実現を目指し、県が運営しています。保護した動物の治療や訓練、飼育を行い、新しい飼い主への譲渡を推進しており、動物の命をつなぐための取り組みが行われております。

同センターでの去勢、不妊手術について、担当部署である、県の薬事衛生課に問い合わせたとこ

ろ、保護された猫については、管理上必要なときに手術を行う場合があります、繁殖期特有の鳴き声の軽減や自分の存在をアピールするマーキング行為の防止、雄雌を同室で飼育する場合など、飼育の過程で適切に譲渡へつなぐことを目的に手術が行われているものです。飼い主のいない猫に対する手術については、同センターの役割とは異なるものであり、実施していないとのこと。

しかしながら、地域猫活動は、動物愛護と地域の住みやすさのバランスを保つ適切な活動であることから、引き続き、広報にて啓発活動を行い、各地域での適切な活動の推進が図られるよう取り組むとともに、県の担当部署と情報共有していきますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 商工観光課長からはですね、ふるさと納税の件について御回答いただいたんですが、今後ですね、さまざまな方策を検討していただけるということで、今現在も町内において、次々と野良猫の問題というのは聞こえ始めております。できるだけですね、ボランティアで活動されている方の資金負担等が少なくなるように、制度設計等と急いでいただきたいなどというふうにお願いを申し上げます。

また、生活環境課長におかれましては、しっぽの家族においての避妊手術について御回答いただいたわけなんですけれども、この野良猫がふえた原因の一つについては、なかなか昔みたいに保健所に猫を持っていっても、なかなか引き取りが、ちょっとハードルが上がったというような面もあるようでございます。今後ですね、県におかれましてもこの避妊活動に対して協力的に動いていただきますよう、継続的に町から情報提供、そして要望のほうをしていただければと思います。

以上で、1問目の質問を終わります。

それでは続きまして、2問目の質問に移らせていただきます。

のるーと津幡へ車載AEDの設置をとということで質問をさせていただきます。

町民の皆様の新たな足として大変好評をいただいております、のるーと津幡ですが、中山間地域エリアへの拡大や車椅子対応の車両の導入などが行われ、ますます利便性が向上しているところでございます。町長が掲げる、子供から高齢者の皆さんが、住んでよかった安全で安心な津幡町を実現する上でも、のるーと津幡は大きな一歩になっていると評価をいたしております。

さて、今後は高齢による免許返納者や自家用車の利用が難しい障害をお持ちの方の利用もますますふえるのではないかと思います。そこで、のるーと津幡に車載AEDを搭載し、乗車中の突然の体調不良に備えられるようにしてはいかがでしょうか。高齢者の移動はもちろん、病院の通院にも使われる、のるーと津幡では、今後、乗車中の突然の体調不良が起きる可能性が大いにございます。

他の自治体の先進事例では、福井県越前町において、令和元年に町内を運行しているコミュニティバス全8台にAEDが設置されました。町ではこのAEDを、動くAEDとして位置づけ、乗客の救命措置だけではなく、走行中に路上で見つけた急病人にも対応するそうです。また、バス乗務員は救急救命講習を受講しています。

また、北陸大学が行っている、次世代交通システムを利用した救命モデルの検証の一環として、輪島市と大学が提携し、乗客乗員向けだけではなく、場所を問わない新たなAED活用スタイルとして過疎・高齢化の進む地区での活用まで視野を広げ、コミュニティバスにAEDを設置し、

社会実験を行っております。

本町でも、安心、安全なまちづくりの一環として、まずは乗客乗員向けの動くＡＥＤを設置し、乗務員への救命救急講習を実施してはいかがでしょうか。

のる一と津幡の担当課である、生活環境課長にお伺いをいたします。

○八十嶋孝司議長 由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 のる一と津幡へ車載ＡＥＤの設置をの御質問にお答えいたします。

のる一と津幡は、昨年10月にエリア拡大を行い、町の南東方面のほぼ全域がエリアとしてカバーされました。この地域は中山間地に区が点在しており、他の地域と比べＡＥＤが常備されている公共施設や集会所等は多くはありません。また、この地域は高齢化も進んでいることから、一刻を争う場面においては、議員の御質問のとおり、のる一と津幡にＡＥＤを導入することは、利用者の安全・安心には、とても有効な施策であると思っております。

さらに、乗務員への救命救急講習の実施についても、乗客の生命に直結することですので、車載ＡＥＤの検討とあわせて、検討したいと思います。

今後も、システム事業者や運行事業者などと密に連携しながら、常に運行サービスの改善、充実を図るとともに、町民の皆様から愛される、のる一と津幡の運営に努めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 バスへのＡＥＤの設置、それから救命救急講習の受講を検討していただけるということで、実現すればですね、まさに町長の掲げる安心、安全なまちづくりの一つになるのではないかと思います。

午前中、町長の答弁に孫の代まで津幡町を残したいという発言がございました。私も事あるごとに100年先まで津幡町を残したいと公言し、議員活動の柱にしているところでございます。この強く独立を保ち、美しく住みよい我がふるさと津幡町を、議員として後世に残せるようこれからも埋進していく次第でございます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、1番 池野翔吾議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

## ＜散 会＞

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時53分

## 令和7年6月12日（木）

### ○出席議員（16名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 議 長  | 八十嶋 孝 司 | 副議長  | 小 町 実   |
| 1 番  | 池 野 翔 吾 | 2 番  | 柴 田 洋 一 |
| 3 番  | 東 克 彦   | 4 番  | 中 島 敏 勝 |
| 5 番  | 小 倉 一 郎 | 7 番  | 竹 内 竜 也 |
| 9 番  | 西 村 稔   | 10 番 | 酒 井 義 光 |
| 11 番 | 塩 谷 道 子 | 12 番 | 多 賀 吉 一 |
| 13 番 | 向 正 則   | 14 番 | 道 下 政 博 |
| 15 番 | 谷 口 正 一 | 16 番 | 河 上 孝 夫 |

### ○欠席議員（0名）

### ○説明のため出席した者

|                        |         |         |         |
|------------------------|---------|---------|---------|
| 町 長                    | 矢 田 富 郎 | 副 町 長   | 坂 本 守   |
| 総 務 部 長                | 酒 井 英 志 | 総 務 課 長 | 田 中 圭   |
| 企 画 課 長                | 中 嶋 徹 郎 | 財 政 課 長 | 杉 田 純 也 |
| 町民生活部長                 | 宮 崎 寿   | 生活環境課長  | 由 雄 宏 一 |
| 健康福祉部長                 | 山 嶋 克 幸 | 福 祉 課 長 | 長 陽 子   |
| 産業建設部長                 | 本 多 延 吉 | 都市建設課長  | 松 岡 隆 司 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長 | 田 中 健 一 | 消 防 長   | 高 戸 勇 一 |
| 消 防 次 長                | 北 嘉 明   | 教 育 長   | 吉 田 克 也 |
| 教 育 部 長                | 北 山 ゆかり | 教育総務課長  | 本 多 克 則 |
| 河北中央病院事務長<br>兼 事 務 課 長 | 細 山 英 明 |         |         |

### ○職務のため出席した事務局職員

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長  | 村 美 和   | 議会事務局次長 | 山 本 慎太郎 |
| 総務課担当課長 | 有 沢 雅 子 | 総務課副主幹  | 山 下 雅 裕 |
| 監理課副主幹  | 佃 田 直 史 | 企画課係長   | 上 谷 武   |

### ○議事日程（第3号）

令和7年6月12日（木）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第35号 令和7年度津幡町一般会計補正予算（第2号）から

議案第43号 津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまで

請願第8号 給食無償化に際し、自治体間格差を是正し、給食の質を確保するよう求める意見書を送付する請願

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 同意第2号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて

同意第3号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同意第4号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第4 議員派遣の件

### ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

なお、議場内が暑いと思われるときは、適宜上着を取っていただいて結構です。

＜諸般の報告＞

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

＜議案上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第2 議案第35号から議案第43号まで及び請願第8号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○八十嶋孝司議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

向正則予算決算常任委員長。

〔向正則予算決算常任委員長 登壇〕

○向正則予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第35号 令和7年度津幡町一般会計補正予算について（第2号）は、全会一致をもって原案を妥当と認め可といたしました。

次に、議案第36号 令和7年度津幡町病院事業会計補正予算（第1号）、

議案第37号 令和7年度津幡町下水道事業会計補正予算（第1号）、

以上、2件の事業会計補正予算については、いずれも全会一致をもって、原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 東克彦総務産業建設常任委員長。

〔東克彦総務産業建設常任委員長 登壇〕

○東克彦総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第38号 公告式条例等の一部を改正する条例について、

議案第39号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、

以上、2件の条例等の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第40号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第43号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎文教生活福祉常任委員長。

〔小倉一郎文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○小倉一郎文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第41号 請負契約の締結について（令和7年度津幡町総合体育館長寿命化改修工事）、

議案第42号 請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（令和7年度テニスコート））、2件の請負契約の締結については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第8号 給食無償化に際し、自治体間格差を是正し、給食の質を確保するよう求める意見書を送付する請願について、賛成少数により不採択といたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

#### ＜委員長報告に対する質疑＞

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

#### ＜討 論＞

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員 登壇〕

#### ○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝。

請願第8号、給食無償化に際し、自治体間格差を是正し、給食の質を確保するよう求める意見書を送付する請願に賛成の立場で述べさせていただきます。

要旨は、給食無償化に際し、自治体の財政状況、これまでの取り組みの実情に応じた支援となり、給食の量と質を確保し、全ての子供たちにとってよくなる給食となるよう、制度設計をしていただくように要望するものでございます。

皆さん、日本の学校の給食の量と質が、私たちが食べていたころよりも貧弱になっているというニュースをよく聞いていらっしゃると思います。明らかに、私たち豊かな日本経済に支えられて、おいしく、たまにはおかわりもしてですね、学校給食に救われたと、そういった時代とは明らかに、今の子供たちは違っているということを、私は感じております。

そこで、この自治体間の格差とか、そして、これまでの取り組みの違い、その中で制度設計を今、考えてほしい。そして、これは自治体だけの責任ではなくて、国と自治体と両方ですね、日本の子供たちに責任を持って学校の給食を考えてほしい。そして、タイミング的にも今、意見書を送付するタイミングであると。そういうことで、最後にこの背景も含めて、皆様にお話を聞いていただきたいと思います。

まずは、学校給食は、単なる経済支援ではなく、法的にも、食と学びを目的とした教育政策の一つです。学校給食法や食育基本法などにより、学校給食は、児童生徒の心身の発達や、食育を目的とした教育制度と明記されており、単なる食事の提供ではありません。給食無償化を進める際には、その教育的役割が損なわれない制度設計が不可欠であると考えます。

各自治体では、地元産のお米、有機栽培の野菜の使用、あるいは化学調味料を抑えた手づくりの献立、そして自校調理方式、我が町もそうですが、自校調理方式による温かい給食の提供、地元農家との交流を含む体験型の食育など、質の高い給食を提供する努力を行ってきております。これらは一般的な献立よりも、人件費、食材費、施設費、管理費等がかかります。自治体によって給食費が違う現状がございます。例えば、富山県の中学校の給食費は、月額6,282円と全国でも最も高い水準であり、滋賀県では4,493円と約1,800円も違っております。

この現状に対し、全国一律の補助制度としますと、つまり例えば月額幾ら補助という制度でございまして、地域の工夫やこれまでの努力が反映されず、かえって創意工夫をマイナスにさせるおそれもございます。補助額の上限が品質の天井となり、財政的に厳しい自治体では、それにあわせて給食の質を落とすということにもなりかねません。

現状は、自治体の財政力による給食の格差があります。東京都では、8割以上の自治体が既にすでに無償化を実現しております。また、自校調理方式の率も75%以上、全国平均が約40%ですから、大きく上回っております。自校調理は、先ほども申しましたように、温かい食事を提供したり、アレルギーに対応できたり、地産地消の促進など、いろいろ優れている面がありますが、費用負担も大きいため、財政力のある自治体ほど品質の高い給食が提供できるという格差が生まれております。

そこで、品質と公平性を両立する制度設計をぜひしていただきたいと、その必要性和重要性を求めたいと考えております。

一律ではなく、例えば、最低保障プラス加算補助という二段構えの、例えば制度設計が考えられます。最低保障として、全ての子供に栄養ある給食が提供されるように、国が責任を持ち、そ



して加算の補助として、地産地消とか、有機食材とか、自校調理方式とか、そういった取り組みに対し、申請制で追加の補助を行うなどです。

また、物価指数連動というのもありますから、地域間の差を補完し、また財政力による格差も是正し、補助単価の調整をすることができます。介護報酬などもそういうふうになっております。

また、給食の栄養の基準の達成度とか、そうした、応じた補助配分、調理員を確保したり、施設を改修したりするその費用を細分化して支援をするなど、多角的な制度設計をすることは十分考えられると思います。給食費用を単なる食材費だけではなく、人件費、調理員とか栄養士の方とか、そして、施設費、維持費などに分けて補助対象を明確化する方法もあります。

地元産食材に取り組むには、食材の補助、調理員の確保に苦しんでいるところは、人件費の補助とか、そして自校調理施設とか老築化した施設を維持していくために施設費補助という、自治体の課題に応じて支援を最適化することもできます。

つまりですね、最低に合わせるのではなく、より上位に向かうよう、この最低保障と加算補助を組み合わせてするような制度設計も十分考えられます。

子育て支援と教育の政策は、両立すべきという視点が、ここでは大切になってきます。

給食無償化は、子育て支援の問題であり、給食の品質とは関係ないという考え方もございます。確かに、給食無償化の議論が高まったきっかけの一つは、物価高騰や子育て世帯の経済的負担に対応するための家計を支援するという観点でした。しかし、無償化の対象となる学校給食は、最初に述べましたように、学校給食法や食育基本法により、教育の一環として法的に位置づけられています。したがって、その質や内容を切り離して無償化のみを考え進めることは、制度の目的からして十分ではないと考えます。

給食は、単に子供の空腹を満たす食事ではなく、食育、健康、社会性の育成、地元文化への理解といった複合的な教育効果を持つ重要な場でございます。だからこそ無償化の議論においても、その教育的中身をしっかり担保する必要があります。

家計支援という面と教育としての給食の質の保障、両方を同時に満たす制度設計、これが、私たちが目指すべき道であり、給食無償化は真に子供たちの成長に資する施策としなければなりません。

質の確保は、自治体だけの責任とは言えません。給食の質は、確かに自治体がいま責任を持つべきということになっておりますが、しかし、制度が全国一律の補助に固定されれば、自治体の努力は財政力に依存せざるを得ません。質を高めたくても財政的にできないという現場の声もございます。教育の最低水準を保障するのは、国の責務であり、各自治体の工夫と努力を後押しする仕組みこそが求められています。

特に、学校給食のように全国全ての子供に共通する教育サービスについては、自治体の裁量任せにするのではなく、国が責任をもってその質と量を担保すべきと考えます。義務教育の無償化が国の責務であるように、例えば高校の無償化という話よりも、小中学生の子供たちの給食のほうがより私たちには重要な課題と考えられ、制度的にも全国で一定の教育水準を確保する必要があると考えます。自治体が行ってきた子供たちへの思いと努力が、正当に報われる仕組みを国の政策として、制度設計して整備していただきたいのです。

その制度設計において重要なのは、水準を下に合わせるのではなく、上に合わせるという発想です。質の高い給食を実現してきた自治体の取り組みこそ、全国の子供たちにとって望ましいモ

デルであり、制度設計の基準とすべきです。国は、そういう先進的な取り組みを評価、支援することで、全国の水準を引き上げる責任があると考えます。

そして、タイミングでございます。国の動きを見てからという考えももちろんございます。しかし、制度設計は既に始まっており、来年度の無償化開始を目指して、12月に向けてですね、各省庁の概算要求は8月末におおむね締め切られます。いま、この6月議会で意見書を提出するところ、この現場の声を国に届ける貴重な機会です。文科省に後押しする、そういう支援になります。地方議会が声を上げることが、政策の中身に影響を与える、絶好のタイミングであると考えます。

そして、全ての子供に公平な給食をとということで、食物アレルギーなどで給食を利用できない子供たちへの支援も求められます。代替食への支援や弁当を持参する家庭への補助、全ての子供が公平に給食の恩恵を受けられるようにする制度設計も必要と考えます。

大人は我慢してでも、子供には栄養のある温かい食事を食べさせたい。それが親の願いです。ところがいま、日本では子ども食堂の数が中学校の数を上回ってしまいました。これは、中間層の崩壊や貧困の広がりといった、社会の深刻な変化を映し出すものであり、学校給食が子供の命と健康を守る最後の砦になりつつある、そういうことも言われています。

背景には、日本経済の30年にわたる停滞、非正規化、二極化、国民生活の実質的な困窮がひそかに進んでいる現状がございます。OECD諸国の中で唯一、この30年間、実質賃金がほぼ伸びていない国。これが日本です。38カ月連続で実質賃金は下がり続けております。給料が変わらなくても物価が上がるということは、実質給料が減るということです。その結果、教育や食のような未来への投資に回せる家庭の余裕は失われつつあります。

つまり、家庭の教育、食費負担が相対的に重くなってきており、その対策として給食の無償化が必要とされるようになったという社会的背景があります。したがって、単なる子育て支援の枠に収まる議論ではなく、日本経済の構造的課題に向き合う中で、国家的責務としての教育と福祉の再構築という考えの中で、私たちは、義務教育の子供たちの給食を考えないといけません。給食の質の確保は、自治体任せではなく、国全体としての教育政策の柱として、位置づけられるべきと考えます。

都会の子供たちは、豊かな財政に支えられ、自校調理方式の質の高い給食を無償化で享受している中、地方の子供たちは、自校調理方式を断念し、一般財源を何とかやりくりして、少しずつでも無償化をと頑張っています。我が町もそうではありませんか。このような自治体間格差を、このままにしてはいけないと考えております。

日本全国、都会の子も津幡町の子も未来の宝です。等しく温かな食事と、食から学ぶ教育の機会を享受できる社会。これを目指したいと考えます。

議会は、私たち地方の声を国に届ける最前線です。津幡町民の声を代弁するのは、私たち地方議会の使命です。どこに住んでも、誰もが、立派な給食を受けられる、そういう社会をつくるためですね、私たちは声を上げていきたいと考えております。

子供たちの心と体を育てる給食に、社会全体で責任を持つという意思を、ぜひ示していただきたいと思います。

どうか、請願第8号 給食無償化に際し、自治体間格差を是正し、給食の質を確保するよう求める意見書を送付する請願への議員の皆様の御賛同を心よりお願い申し上げ、討論を終わります。

ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

#### ＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第35号から議案第43号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第43号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第8号 給食無償化に際し、自治体間格差を是正し、給食の質を確保するよう求める意見書を送付する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第8号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者13人〕

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第8号は、不採択とすることに決定いたしました。

#### ＜同意・諮問上程＞

○八十嶋孝司議長 日程第3 本日、町長から提出のあった同意第2号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて、同意第3号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、及び同意第4号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、並びに諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを一括して議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、6月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは、今6月会議に提出させていただきました議案全てに御決議を賜りましたことにつきましても、重ねてお礼を申し上げます次第でございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、御説明を申し上げます。

**同意第2号** 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町監査委員の尾山信行氏が、6月23日をもって任期満了となります。引き続き選

任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

**同意第3号** 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町公平委員会委員の西田伸幸氏が、6月26日をもって任期満了となります。引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

**同意第4号** 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、津幡町固定資産評価審査委員会委員の石庫要氏が、6月26日をもって任期満了となります。引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

**諮問第1号** 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、人権擁護委員の洲崎勝利氏が、令和6年9月30日に辞職されたことに伴い、人権擁護委員法第4条第2項の規定に基づく人権擁護委員の定数に不足していたため、新たに、津幡町浅谷、中本孝義氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

また、同じく人権擁護委員の田中郁子氏が、9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き推薦いたしたく、あわせて議会の意見を求めるものでございます。

以上、本日御提案を申し上げました人事案件につきまして、御説明申し上げたところでございますが、何とぞ御同意並びに異議なき旨、答申賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

#### <質疑・討論の省略>

**〇八十嶋孝司議長** お諮りいたします。

同意第2号から同意第4号まで、及び諮問第1号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇八十嶋孝司議長** 異議なしと認めます。

よって、同意第2号から同意第4号まで、及び諮問第1号につきましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

#### <採 決>

**〇八十嶋孝司議長** 同意第2号 津幡町監査委員の選任につき同意を求めることについて、同意第3号 津幡町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、及び同意第4号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

それぞれ原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、同意第2号から同意第4号までは、いずれも同意することに決定いたしました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、異議なき旨答申することに決定いたしました。

#### <議員派遣の件>

○八十嶋孝司議長 日程第4 議員派遣の件を議題といたします。

本件については、配付したとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に御一任願います。

#### <閉議・散会>

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本6月会議に付議されました案件の審議は、全て終了をいたしました。

よって、令和7年津幡町議会6月会議を散会いたします。

午後2時00分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 八十嶋孝司

署名議員 竹内 竜也

署名議員 西村 稔

## 参 考 資 料

|                   |   |
|-------------------|---|
| 1. 一般質問通告一覧表····· | 1 |
| 1. 委員会審査付託表·····  | 2 |
| 1. 委員会審査結果表·····  | 5 |

令和7年津幡町議会6月会議一般質問通告一覧表

| 番号 | 質問議員氏名       | 質 問 事 項                                                 | 答 弁 者             |
|----|--------------|---------------------------------------------------------|-------------------|
| 1  | 4番<br>中島 敏勝  | 1 在宅生活を支える介護人材確保について                                    | 町 長<br>健康福祉部長     |
|    |              | 2 体験型交流公園整備事業の妥当性と新駅設置について                              | 町 長               |
|    |              | 3 給食の米の価格と地産地消の可能性について                                  | 教 育 部 長           |
| 2  | 5番<br>小倉 一郎  | 1 カスタマーハラスメント（カスハラ）対応指針策定とその周知を                         | 総 務 部 長           |
|    |              | 2 しらとり通りの歩道と交差点の安全対策を                                   | 町 長               |
| 3  | 2番<br>柴田 洋一  | 1 学童保育の安心・安全対策を                                         | 子育て支援課長           |
|    |              | 2 当町における地震の被害想定は                                        | 総 務 課 長<br>都市建設課長 |
|    |              | 3 大の里横綱昇進をたたえた記念事業を                                     | 町 長               |
| 4  | 14番<br>道下 政博 | 1 27年ぶりに県が地震被害想定調査の改定を発表した。その結果を受けて被害想定改定と対策を進めていく予定を問う | 町 長               |
|    |              | 2 朝の小1の壁の実態を聞く                                          | 教 育 部 長           |
| 5  | 11番<br>塩谷 道子 | 1 役場庁舎のトイレに生理用品を                                        | 監 理 課 長           |
|    |              | 2 介護保険制度は大丈夫か                                           | 福 祉 課 長           |
|    |              | 3 自衛隊に住民基本台帳を閲覧させるな                                     | 総 務 部 長           |
| 6  | 3番<br>東 克彦   | 1 マスターズレガッタ開催で町内を盛り上げよ                                  | 町 長               |
|    |              | 2 部活動の地域移行を見据えて全国大会等派遣費補助金の改正を検討せよ                      | 教 育 長             |
|    |              | 3 学童保育のLED化を計画しているのか                                    | 健康福祉部長            |
| 7  | 9番<br>西村 稔   | 1 高齢者対策に対して町の指針を示せ                                      | 福 祉 課 長           |
|    |              | 2 町都市計画について                                             | 町 長               |
|    |              | 3 令和6年能登半島地震での被害の経過と現状について                              | 町 長               |
|    |              | 4 シグナス通りの新設横断歩道の設置について                                  | 町 長               |
|    |              | 5 歩道除雪について                                              | 都市建設課長            |
| 8  | 7番<br>竹内 竜也  | 1 持続可能な水道事業について                                         | 産業建設部長            |
|    |              | 2 ひとり暮らし高齢者等へのサポートについて                                  | 健康福祉部長            |
| 9  | 6番<br>小町 実   | 1 のるーと津幡の今後の展開は                                         | 生活環境課長            |
|    |              | 2 話題の多い元気な町の定住促進策は                                      | 町 長               |
| 10 | 1番<br>池野 翔吾  | 1 ふるさと納税を活用しTNR補助の拡充を                                   | 商工観光課長<br>生活環境課長  |
|    |              | 2 のるーと津幡へ車載AEDの設置を                                      | 生活環境課長            |



令和 7 年津幡町議会 6 月会議  
常任委員会議案審査付託表  
予算決算常任委員会

| 議案番号   | 件 名                          |
|--------|------------------------------|
| 議案第35号 | 令和 7 年度津幡町一般会計補正予算（第 2 号）    |
| 議案第36号 | 令和 7 年度津幡町病院事業会計補正予算（第 1 号）  |
| 議案第37号 | 令和 7 年度津幡町下水道事業会計補正予算（第 1 号） |

令和 7 年津幡町議会 6 月会議  
常任委員会議案審査付託表  
総務産業建設常任委員会

| 議案番号   | 件 名                                           |
|--------|-----------------------------------------------|
| 議案第38号 | 津幡町公告式条例等の一部を改正する条例について                       |
| 議案第39号 | 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について              |
| 議案第40号 | 町道路線の認定について                                   |
| 議案第43号 | 津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |

令和 7 年津幡町議会 6 月会議  
常任委員会議案審査付託表  
文教生活福祉常任委員会

| 議案番号    | 件 名                                          |
|---------|----------------------------------------------|
| 議案第41号  | 請負契約の締結について（令和 7 年度津幡町総合体育館長寿命化改修工事）         |
| 議案第42号  | 請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（令和 7 年度テニスコート））   |
| 請願第 8 号 | 給食無償化に際し、自治体間格差を是正し、給食の質を確保するよう求める意見書を送付する請願 |

令和 7 年津幡町議会 6 月会議  
常任委員会議案審査結果表  
予算決算常任委員会

| 議案番号   | 件 名                          | 議決の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第35号 | 令和 7 年度津幡町一般会計補正予算（第 2 号）    | 原案可決  |
| 議案第36号 | 令和 7 年度津幡町病院事業会計補正予算（第 1 号）  | 〃     |
| 議案第37号 | 令和 7 年度津幡町下水道事業会計補正予算（第 1 号） | 〃     |

令和 7 年津幡町議会 6 月会議  
常任委員会議案審査結果表  
総務産業建設常任委員会

| 議案番号   | 件 名                                           | 議決の結果 |
|--------|-----------------------------------------------|-------|
| 議案第38号 | 津幡町公告式条例等の一部を改正する条例について                       | 原案可決  |
| 議案第39号 | 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について              | 〃     |
| 議案第40号 | 町道路線の認定について                                   | 〃     |
| 議案第43号 | 津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 〃     |

令和 7 年津幡町議会 6 月会議  
 常任委員会議案審査結果表  
 文教生活福祉常任委員会

| 議案番号    | 件 名                                          | 議決の結果 |
|---------|----------------------------------------------|-------|
| 議案第41号  | 請負契約の締結について（令和 7 年度津幡町総合体育館長寿命化改修工事）         | 原案可決  |
| 議案第42号  | 請負契約の締結について（津幡運動公園長寿命化対策工事（令和 7 年度テニスコート））   | 〃     |
| 請願第 8 号 | 給食無償化に際し、自治体間格差を是正し、給食の質を確保するよう求める意見書を送付する請願 | 不 採 択 |